

第四十八回国会 社会労働委員会 議 録 第二十二号

昭和四十年四月二十二日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 松澤 雄藏君

理事 井村 重雄君

理事 藏内 修治君

理事 池谷 直藏君

理事 河野 正君

理事 吉村 吉雄君

伊東 正義君

熊谷 義雄君

坂村 吉正君

竹内 黎一君

中野 四郎君

栗山 秀君

亘 四郎君

小林 進君

八木 一男君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 神田 博君

出席政府委員

厚生事務官 梅本 純正君

(大臣官房長)

厚生事務官 山本 正淑君

(年金局長)

厚生事務官 實木 博次君

(社会保険庁長)

委員外の出席者

専門員 安中 忠雄君

四月二十二日

理事藤本孝雄君同日理事辞任につき、その補欠として井村重雄君が理事に当選した。

四月二十二日
厚生年金保険法の一部を改正する法律案(八木一男君外三名提出、衆法第二六号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

厚生年金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

○松澤委員長 これより会議を開きます。
この際、おはかりいたします。

理事藤本孝雄君より理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

これより理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、その選任は委員長において指名することに異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松澤委員長 御異議なしと認め、よって、井村重雄君を理事に指名いたします。

○松澤委員長 内閣提出の厚生年金保険法の一部を改正する法律案及び船員保険法の一部を改正する法律案の両案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 厚生年金の一部を改正する法律について御質問申し上げますが、初め少し

総論的なことを御質問申し上げまして、それから逐条的にもお尋ねをいたしたいと思ひます。そこで、初めは大臣に尋ねますので、事務局はしばらく控えておいていただきたい。

一体、厚生大臣としては、今後の日本の老後を保障する年金制度というものを、どういう方向に将来持っていくとされるのか、この基本的な態度というものが明白でないと、年金制度というものが、そのときそのときの、政府の予算折衝の過程における財源の不足その他で風のまにまにゆれてしまつて、方向がはっきりしないようになるわけですから、いまわれわれの手に、年金を現在受給されておる方々から、あたかも社会党が現在の年金制度をつぶすがごとき錯覚を起した投書が舞い込んでくるわけです。これは非常に見当違いなものです。われわれは、いまの日本の年金制度というものが、ちつとも明確な方向が明らかでなくて、ただそのときそのときの瞬間的なものの見方で処理されようとしておる、こういうことではないか、いまだということ強く政府に反省を促すために、いま出ている年金法に反対しておるのであつて、老後を保障すること、老後を安定せしめるといふ政策を確立することにおいては、保守党に負けざる意気と情熱を持っているというところで、この点だけはひとつ間違ひのないようにしておいていただかなければならぬ、こう思うわけですか。そこで、一体日本の年金制度というものを、どういう方向に持っていくとするのか、その基本的態度をまず明らかにしておいていただきたいと思います。

と、総理と経済企画庁長官にも私はこれは尋ねておきたいので、まず神田さんの意見を聞かしていただいて、不十分であれば、ひとつ適當の機会に、委員長において経済企画庁長官と総理大臣、あるいは大蔵大臣も呼んでいただきたいと思うの

です。まず神田さんから見解を明らかにしておいていただきたい。

○神田國務大臣 ただいま滝井委員のお尋ねは、もつともなことでございますが、私も、この年金制度につきましても、おおむねこのように考えているわけでございます。

福祉国家を建設していくということになりますと、やはり老後の保障というものは、これはもうどんなもお考えになることは申し上げることもないと思ひます。そこで、政府といたしましては、すでに厚生年金につきましても、戦前よりこれを実施しようという計画でまいつて、いろいろな段階を経て、福祉国家建設の前提としてやつてまいつたのでございまして、いろいろな経済事情等によりまして、その給付が十分でなかつたことは御承知のとおり。そこで、今回はちつと改定期にもなつておりますので、思い切つてこれを引き上げた、こういう計画でございまして、要するに厚生年金、それから国民年金の二本立てで、労働者その他の老後の保障の十分できるようなことをしていききたい。欧米の先進国にひとつ負けないようなりつぱな制度をもち立てていきたい。そのもとより立てていきますには、いまお話がございまして、経済力、国力の裏づけがございまして、その国力の裏づけをもちまして、できるだけすみやかにこの制度の十分な実施をはかりたい、こういう所存でございまして。

○滝井委員 今後の老後を保障する年金制度は、厚生年金と国民年金の二本立てである、国力も相當發展しておるので、国力の裏づけをもつてやっています。しかも同時に、欧米先進諸国に劣らぬような体制をつくりたい。そうしますと、今度出た政府の一万円年金のほかに、もう一つ私たちが来年

度においてやらなければならぬのは、御存じのとおり国民年金の改定があるわけですね。これについては、今度あなたの方の出しになっておる——要な基礎部分をなす定額部分が五千円になったわけですね。そうしますと、当然国民年金もこれを下回ってはいけません。なせならば、厚生年金は定額部分と比例報酬部分と二本からなっているわけですね。ところが現在の国民年金は、四十一年掛け金をつけて、五年据え置きして三千五百円です。はるか昔のあなたに三千五百円があるわけですね。まのうちに、昭和三十五年十一月に池田さんが天下を取って以来、物価が三割、四割と上がっているわけですね。池田さんが三十五年十一月に天下を取ったときの百円は、いま六十円か六十五円の価値しかないということなんです。そうしますと、四十五年のはるか昔のあなたに消えておる未来の三千五百円は、これは終戦の後に、われわれが千円の生命保険をかけておれば老後は安心だと思っておったのが、千円というものは一日の一家五人の食費代にもならぬという事態になっているわけですから、そういうことになったら国民年金の三千五百円は何にもならぬことになる。ところが、五千円の定額部分の一万円年金の基礎を確立したからには、国民年金も当然それにならなくてやらぬきやならぬと思うのですよ。そうすると、あなたは、来年の改定にあたって、国民年金をそういうことにおやりになる意思があるのかどうか。

○神田国務大臣 今年が、いまお話しをいたしましたように、厚生年金の改定期でございます。明年が国民年金の改定期でございます。そこで、いま御審議を願っておるいわゆる一万円年金に比例を保って国民年金を改正していきたい、これはいまお尋ねございましたような観点に立つて準備をしております。こういう実情でございます。

○滝井委員 そうしますと、まず私は、あの五千円の定額部分は不満なんです。いずれあとで述べていきますけれども、とにかく五千円近くの定額部分に見合う国民年金の改定はやりたい、こういうことなんです。これで大体二本立ての足並みがそろってくるわけですね。それは財政の裏づけが当然必要になってくるわけですね。そうしますと、財政の裏づけはどのような形でいまい思が表明されておるかという、池田内閣の所得増進計画を修正した中期経済計画にその裏づけが載っているわけですね。これはもう大臣、御存じでしょうね。

○神田国務大臣 それはそのとおり配慮しております。

○滝井委員 実は中期経済計画の内容は、まあ配慮しておりますとおっしゃるけれども、中期経済計画にはどういふことが書いてあるかという、こういうことが大あらましに書いてあります。これは佐藤総理が来たら詳しく質問するつもりですが、大あらましに言って、日本の社会保障は、医療においてはもはや相当の前進を見ている、したがって今後力を入れるのは、医療では家族の給付率を引き上げることだと、こうなっている。最近における老後保障の問題を見ると、日本の人口構造が非常に急激な変化を遂げてきて、そして老人に対する不安というものがつきまとっている、したがって今後重点を置くのは年金制度のいわゆる拡充強化である、同時に、児童手当についても考えなきゃならぬ、こういう形になってきておるわけですね。そうしてその予算というものは、三十八年は国民所得に対する割合が五・三割だったのだけれども、これは七割にして二兆一千一百億の金を入れたい。そうすると、重点は医療より年金に移る、こういうことらしいのです。そうなりますと、いまあなた二本立てであると言いついて、長期経済計画の修正をした中期経済計画では、はっきりそういうように裏づけをするようにうたがっている。ところが、現実には政府のやっておるの、厚生年金と国民年金と二本立てとして確立する方向にあるかどうかということなんです。どうもそうないのですよ。実は昨日も私は商工委員会に行つて少し悪たれをついたのですけれどもね。まず第一に私はちょっとお尋ねをしたいのは、厚生年金と非常に類似をしたものが労働省にあるわけですね。それは何かというと、中小企業の退職金共済法というものです。これは中小企業の労働者を中心としてどんやっっておるわけですね。現在すでにこれは百万人の被扶養者を持つておるわけですね。そしてこの掛け金はだれがかかるかという、その中小企業のおやじさんが労働者のためにかけてくれるわけですね。これがいまだに足らぬ足らぬ足りておるのです。一方厚生年金を一生懸命やらなければならぬといひながらも、同時に、中小企業の労働者のほうの退職金の問題が労働省でやられておるというところ。一体一万円年金をおつくりになるときに労働省とこの間の話をしたことがありますか、調整をやったことがありますか。

○神田国務大臣 むろん労働省と打ち合わせをしておりますが、その詳細なことは政府委員から答弁させます。

○山本(正)政府委員 御指摘のように、中小企業従業員の退職金制度があるわけでございます。これは、事業団によつて経営されておりますが、これは、中小企業におきましては現在退職金も退職一時金もないという事態があるわけでございます。現時点におきまして退職一時金の役割、機能といひますか、非常に重要なものがあるわけでございます。いま、そういう意味におきまして退職金、一時金の制度もない中小企業について退職一時金の制度を設けるといふことの趣旨から発足しておるわけでございます。したがって、厚生年金の年金額の引き上げという問題とこの中小企業退職金と、直接関連はないと理解いたしております。

厚生年金の改正に際しましては、もちろん労働省と打ち合わせをいたしまして、相談する場を設けまして議論をいたしまして、厚生年金改正の趣旨は十分労働省も理解いたしております。

○滝井委員 中小企業退職金共済法というのは、その主たるねらいはどこにあったかという、中小企業の労働者が非常に移動するわけですね。そこで、やはり退職金くらいつくつたら安定をして、そうして同じ場所に働くであろうという、これは相当大きなねらいをもつてつくられておるわけですね。これは、いま一つは、中小企業の労働者には老後を保障する方策がないわけですね。たとえば五人未満というものは加入していない。したがってこれは、厚生年金が、本来二十年間働いて三千五百円なんという生活保護より低いようなちやちな状態であつて、もつとこれがぐんぐん上がつておつたら、こんな中小企業退職金共済法といふものではできなかったのです。もつと早く五人以下を入れておれば、できなかったのですよ。ところが、あなた方がそれをやらないから、もはや労働省は、労働者の生活安定をはかり、雇用の安定をはかり、むちゃくちゃな移動を排除するためには、やむにやまれずこういうものをつくつちやつた、つくらなければならなかったのです。厚生行政が厚生年金について熱意がなかった、歴代の厚生大臣が大蔵大臣なり内閣を動かす力がなかった、政治力の不足がこういう形になったのですよ。したがって、いまやこれは必ずしも目標を定めて百万を突破してまいります。そうすると、厚生年金の掛け金は、現法律のもとにおいては折半の原則、労使双方が負担をします。こちらは事業主自身が労働者のために負担をしてやる、退職金ですから……。そうしますと、将来あなた方が一万円年金以上のものにどんどんやろうとしたら、もう国民は、十分な退職金があるのですから、そんなものはやらなくてもよろしいと言われますよ。中小企業の企業主だって貧乏です。うちにある退職金にもどんどん金を出して、またあなたの方の年金にも出すわけにはまいりませんと、こう言うのです。言うことはきまっております。この調整をやらずに、このまま放置しておることは私は問題だと思つて、そうしていま神田厚生大臣が、殷鑒をうけて、医療問題で全身やけどをしてどうにもこうにもならぬといふのは、医療をみんなあんなに分散をしたところに問題があるのですよ。その二の舞いをあなたは繰り返さうとしておる。頭を横に振りよるけれども、現実にはそういうんです。さいふを何ぼも持つておるわけじゃ

ない。中小企業のおやじのさいふは一つだ。その一つから出すのです。まだほかにたくさん出すものがあるのですよ、私はだんだん触れていくけれども……。だからこの調整を、一体将来あなた方どうするつもりですか。一体どういうことをするつもりですか。このまま放置しておけば、片一方はどんどん伸びていきますよ。あなたの方のほうは五年に一回、片一方は五年ごとに目標を定めてぐんぐん伸ばそうとしておられるのですから、いまにして二葉のうちこのものをつんでおかなければ、厚生年金は必ず千載に悔いを残すと私は予言をしておきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 中小企業の退職共済は、御承知のように任意加入になつてゐるわけでございます。いま御指摘のように、中小企業退職共済が伸びておるといふことも事実でございますし、またその内容につきましても、前国会でございましたか、改善の措置が講ぜられておるのでございませう。ただ、これは退職一時金を支給するというわけでございます。御指摘のように、老後の生活保障といたしましては、公的な強制保険でありまして厚生年金の内容を充実していくことはもちろん必要でございますが、退職一時金の制度を充実するといふことも、任意加入の制度によつて、可能な限度においてそれが伸びていく、あるいは伸ばしていくといふことと矛盾するものではない、かように考えております。

○滝井委員 それならば、あとで言おうと思つたけれども、あなたがそういう言い方をすれば先に言つておきたいのですが、いま退職一時金だからとおっしゃるけれども、いまのようにだんだん五多、六多と物価が上がつていきますと、この掛け金の額も増加しなければならぬ。掛け金の額を増加するといふことは、二十万、三十万の退職金が五十万、百万にならざるを得ないことになるわけでありませう。そうしますと、労働者が二十年、三十年つとめていって、そして中小企業を退職したときにこれがインフレで、そのころになりますと、いま二十万か三十万ですけれども、必ず六十

万、八十万、百万になる。一挙に百万の金をもらう必要はない、まず一時金で三十万下さい、あと七十万は年金にしようという構想が必ず出るのですよ。その証拠には、いまあなた方がこの法案につけてある企業年金が出てきておるじやないですか。これはもともと退職金だったので、企業年金という思想は日本にはなかったのですから、退職金です。ところが一挙に三百万、五百万の退職金を払うのはたいへんだから、とりあえず、三百万の退職金があるなら百五十万は一時金でやる、しかし残りの百五十万は有期の十年の年金にします、これが企業年金です。すでに大企業でそれが行なわれているのですから、労働省もこれで行なわれぬはずがない。同じことじやないですか。あなた方が、大企業では、いま中小企業の労働者にやつてゐるこれと、本質は同じだ。もう少し長期の、眼光紙背に徹する程度の見通しを持つた政策を立ててもらわなければ、同じ佐藤内閣における厚生省と労働省で、神田さんと石田さんの顔色が違ひ、体質が違ひよう政策も違ひ。これを統制するのが佐藤内閣総理大臣です。その統制が行なわれず、ばらばらに行なわれているところに問題があるわけですね。これをこのままあなた方がいくから、さいせん言つたように、二本立てですか、二本立てですと云つておるのだけれども、もうここに異議を唱えている者が出てきておるでせう。したがつて、いまのあなたの答弁は答弁にならぬ。

それからもう一つは、国民年金との関係です。今度、いままさに国会を通らうとしてゐる、これは通産省所管、中小企業庁長官所管ですが、小規模企業共済法というのが出てきた。これは三百万人の中小企業者を対象にしてゐる。中小企業者は一体どこに入つておるか、国民年金に入つておるか、国民年金でしよう。二十万の国民年金の被保険者といふものは、まずだれが一番その中心になるかといふと中小企業と農民、この世帯主です。そして家族は、その世帯主に金を出しても

らつて初めて加入することができている。主体は、何といつても中小企業のおやじさん、農民自身です。そうすると、二十年、三十年たつて中小企業をやめたときに、中小企業者三百万の老後安定をするためにこれではどうにもならぬ。だからやめたときの安定をはからなければならぬといふので、中小企業者の共済法がいま通らうとしておるのです。これは三百万人を対象にします。今年とりあえず三百万人入ります。三、四年しておるうちに三十万から五十万入ると云つておるのです。そうしますと、あなた方が、来年になつて今度は――だから私は、もう先に言質をもらつておいた。はるかかたの四十五年先に、月に三千五百円をやるのだ、今度はこれを五千円とか六千円にしようと言つたつて、中小企業のはうは、一口五百円、月に五千円ずつ掛け金をかけるのです。そうすると、いま月に百円か百五十円かける掛け金さえもなかなか難儀だと言つておるでせう。それを今度は、おやじさんが一口五百円、五千円の掛け金をかけたときに、われわれは国民年金の掛け金を上げるのだ、いや私たちはこの共済法がありますからけつこうですと言われたら、どうなるのです。これを平気でやりやうになつておるじやないですか。これも労働省の退職金共済法と同じように、だんだんこの額が大きくなると還元融資もします。必ず年金化します。この関係は一体どうするのです。しかも労働省と通産省との間には、通算制も何もありません。これは与党の田中君も主張しております。中小企業の親方といふのは、でつち小僧からたたき上げていきます。だから、初めのでつち小僧のうちは労働省の退職金共済法に入つてゐます。そうしてよわい五十歳になつて中小企業の重役になつたときは、今度はこれに加入することになります。ところが、重役になつたとき加入するのは、二十年、三十年掛け金をかけなければ、これは金はいくらもないです。五、五年かけてもしてあげばあです。でつち小僧のときに十五年、重役のときに五年、この通算が

ちつともないので、連絡がない。金は巻き上げるだけは巻き上げるのです。しかし通算が何もない。これが解散になつたらどうなる、答弁はできない。それは、いすれ検討して法律でもつくりましようと言つておる。こういうまるつきりむちやくちやな制度が、同じ佐藤内閣のもので白昼公然と行なわれておるじやないですか。それを神田さんはつんばさじきにおつて、知らぬ半兵衛をきき込んでおる。これで国民年金と厚生年金の二本立てなんかにできますか。国民年金といふの小規模企業共済法との関係は、一体どうするつもりですか。

○山本(正)政府委員 滝井先生の主張される要旨は、現在退職金である、一方は年金であるのだが、将来年金となる可能性がある、その関連が出てくるということ、退職金であるにせよ、そういつたものが出てくることによつて将来の年金改正に對して支障を來たすじやないか、こういう御主張かと理解するわけでありませうが、第一の、現在退職一時金として中小企業に對する特別の措置がなされておるといふことについては、それだけの理由があるわけでございますが、要は強制年金である公的年金の内容を充実していかなければならぬ、これは先生の御指摘のとおりでございます。いま、それが内容が不十分であるために各種の制度が出てきてゐるといふのも、事実さうな経緯をたどつておる面があるわけでありませう。そういう意味におきまして、私も、公的年金たる厚生年金、国民年金の給付を老後の生活保障に足りよう持つていくのが一番大事な問題である、したがつて、任意加入の退職一時金制度ができたとしても、本筋である公的年金制度を思い切つて充実していくという方向をとつていくことによつて、両者間の関係が円満に運営されるというふうな理解しておる次第でございます。

○滝井委員 なるほど国民年金が不完全であるために、もはや待ち切れなくなつて、補完的に中小企業の経営者のために通産省はとつた、こういうことなんです。だから待ち切れなかつたという

ことはどういふことかと言つと、あなたのほうがばやばやしておつたことと、結論は、だからこういふものは、地に根をおろしてしまつたら、なかなか、これをつぶそうとか一本にしようとか言つてもできるものじゃないですよ。やはりその前に、こういうものは政策的に十分与党の中で討議をし、そして同時に国会に持ち込んで、与野党が討議をしてやらなければならぬものなのです。全く綿密な計算もやらなければならぬものではなく、それもその場限りで、瞬間的な形で出てきておる。こういうのをせつな主義というのです。政策に少しも一貫性がない。筋が通つていない。

いま一つ、農民です。先日国会で赤城農林大臣は、最近における日本農業の実態を考えると、だんだん農地を拡大しなければいかぬ、少なくとも、もはや一町とか一町五反ではだめだ、二町とか三町とかの、いわばある程度の日本的大規模経営をやらなければならぬ、そのためには、昔で言ういわゆる五反百姓、零細規模の農家というものは、その農地を農地管理事業団みたいなものに預けるとかしてもらつて、農地のいわば効率的な運用をはからなければならぬ、それについて、ぼつと農民が農村からほうり出されたのではたいへんだから、農民年金を考えたいと言ひ始めた。そして全国の農業団体の中から、離農者報償年金をつつてくれという要望が出てきておるわけですから、そうしますと、中小企業には退職金がないので、ひとつ退職金を補給しようといつて労働者につくる、中小企業者は倒産その他不安定だから、また退職金のものをつくろう、離農農民については農業年金をつくろう、こういう形になつたら、もう国民年金はお手あげですよ。それはさうでしょう。労働者が持つたら通産省が持つと言ふ、労働者と通産省が持つたら、農林省が持つなければ赤城さんは無能だといわれるから持つことになる。みんな持つたら神田さんのところはまらばいい。だれも相手にする人はいなくなつてちやう。これが厚生年金の姿です。これであつた方が、長期のものをやろうなんと言つたつて

きつこいのです。しかもそれらのものにはみんな国庫補助がついてくる。労働者のほうの退職金共済法には、三年までの者は五割つきますよ。十年になつたら一割つきますよ。中小企業の場合は、ことしはついでありません。ことしは出資四千万円と三千万円の事務費の補助です。しかし、これはもう労働者について中小企業につかぬはずはないです。中小企業はみんな言っています。われわれも、言うのは当然だと思つてます。これは来年にはつきますよ。そういうふうによつと国庫負担がついたところを見定めて、おもむろに、平将門を非常に研究しておる赤城さんですから、ゆうゆうとあとから出ていくのです。琵琶湖のそばの比叡山に登つて琵琶湖のほとりを見渡して、なるほどいまおいていけば天下が取れるというところになると、赤城さん、おつていくのです。そしてゆうゆうと農民にも国庫負担をつける、こういうことになつて、神田さんもう手おくれじゃ、折しのほうは、労働者にも農民にも中小企業にもみんな年金をつけたのだから、あなたのところの厚生年金まではつけないよ、今度は本家本元があと回しになるのですよ。先が見えておる。だから、これはもうそういうことになるならば、厚生年金制度の中で、農民その他についてもきちつとあなたは政策的な弾力を持つて考えなければだめです。一つの制度の中に包含をしながら、一体どうその矛盾を解決していくかということでない、こういうふうにして、もう戦国時代のように各省割拠してしまつて、そしてみんな事業団をつくるのですよ。通産省にも事業団ができる、労働省にも事業団ができる、大臣をばつたらかして天下りの場所をつくつたほうがいいから、みんな事業団をつくる。もはやそれには国家国民はない。九千八百万の日本の国民の老後を保障する制度なんというものはない。ただ自己の生活の道を考えておるだけですから、これではいかぬですよ。どうですか、農民の問題についてもいまから調整する意

思はあります。

○神田農務大臣 滝井委員から、いろいろ例をあげて、厚生年金、特に国民年金等についての国民の信頼性を将来一体どういふふうにして維持していくかというふうな、たいへん御心配の点を伺つたわけでございしますが、しかし、私どもはこう考えておられます。年金制度というものは、やはり厚生年金と国民年金の二本立てが本筋だ、それ以外にこれでは十分でないという点があり、あるいはいろいろの事情があれば、あるいはいまの年金制度と違つた一時退職金制度が生まれてくる、これは補完的作用をするものであつて、いわゆる本筋を侵すというふうな問題ではないと私は思ふ。大蔵省との予算折衝その他におきましても私どももそういう感觸でやつてまいつておりまして、いま年金制度の将来に対して御心配をいたしておること、われわれも激励を受けておるわけでございしますが、それはいへん、あつていふわけでございしますが、そういう覚悟で、何といつても年金制度は厚生年金と国民年金の二本立てが中軸だ、あとは補完制度だ、こういうふうな理解してこの両制度をより立てていきたい、かように考えております。

○滝井委員 補完制度である、こうおっしゃるのだけれども、これは掛け金を必要とするのですよ。だから、さいふを五つくらい持つておつて、こつちは厚生年金に出そう、この金は国民年金に出そう、この金は中小企業の退職金共済法に出そう、これは自分自身の倒産その他の場合の相互扶助的な、小規模企業の共済法のように出そうというわけにはいかぬわけですよ。おやじは、労働者のために自分のためにも、みな一つのさいふから、一つのものがまぐらから出すのですから、それはいいのです。

そこで、もう一つある。この社会労働委員会では昨日提案理由の説明をされた労災法が、今年年金化するのです。長期傷病給付はさきに年金化しておりましたが、今年全面的な年金化が入つてくるわけですよ。いままでは、手が切れたり足が切れたわけしたのは一時金だった。一時金だったときには

われわれ不満だつたのは、一時金をもらえば六年間は厚生年金を停止された。それはけしからぬ、片一方の労災のほうには企業家の責任じゃないか、片一方は事業主と労働者が両方折半してやつておるのだから、性格が違ふじゃないかと言ふのに、それを連結して六年間は年金化しなかつたのです。ところが、今度は労災も年金化が始まつたのですよ。そうして、労災を年金化しただけならいいけれども、今度はそれを併給しないことになつて、五十七・五は厚生年金が肩がわりするのと同じことになる。だから私は、初めに労働者のことも言い、中小企業のことと言ひ、農民もまたくももしないといふことを言つた。これは初めは一時金だけれども、最後には必ずいまのようになるのです。なぜならば、さいふが一つ、出口は一つなので、事業主は、労災にも出しておる、厚生年金にも半額は出しておるじゃないか、だから事業主の分だけは両方制度があつたつてやる必要はない、こうなるのですよ。厚生年金と労災とは併給はしないのです。五十七・五は削つてしまふ。言いかえれば、労災まで厚生年金が肩がわりをしてやらなければならぬという形になつておるじゃないか。

この点については、一体あなた方どう考えておるのですか。

○山本(正)政府委員 労災保険の年金化につきましては、昨日労働省からの提案理由の説明にもあつたわけでございますが、従来は、基準法との関係におきまして、労災保険の一時金を年金的に六年間に分割払いするということになつておりましたが、それが昭和三十五年でございまして、一部は年金化する措置が講ぜられました。これは主管省ではございせんから正確なことは申し上げかねますけれども、その当時から、要するに労災保険の年金化ということと世界の趨勢として、わが国においてもそういう方向をとるという線が出ておつたのでございします。今回労災保険の改正に際しまして、労使が一致して年金化の方向、労災保険を年金化していくということになり

まして、それをどう厚生年金と調整するかということにつきましては、労働、厚生両省間におきましていろいろ議論を進めまして、結論をいたしましては、生活保障の部分は厚生年金で担当する、そして、損害賠償の部分は厚生年金で担当する、そして一定のルールをつくって保障していく、こういった割り切り方をすることが必要であらうということになりまして、生活保障部分は厚生年金において担当する、こういう方向に結論を出した次第でございます。

○滝井委員 はなはだ真摯にして新学説を聞いた。労災の中に生活保障的な部分と損害賠償的な部分があり、労働というものを、私いま初めて聞いたのです。労災というのは、御存じのとおり、いままでは平均賃金の六割しかくれないのです。いままでは一〇〇もらってあったのは六〇しかくれないんだから……。だから、第一あなたの方の考え方の方が間違っているのは、厚生年金と労災保険とを連結するところが、もうそもそもの根性なんです。労災も六割で少なくても食えない、厚生年金も三千五百円で食えないというものを、その食えない同士のやつを一緒にすれば何とか食えるようになるのを、今度その食えない同士のやつを、またダブるところだけは一本切るといふのですから、そんなばかなことはいけません。

○山本(正)政府委員 私、説明が不十分でございます。誤解されました点をおわび申し上げます。労災の損害賠償部分を年金化することによりまして、生活保障部分、これは損害賠償と関係ないものでございまして、生活保障は厚生年金で担当して、そして損害賠償部分を年金化して併給する、こういう形にしたことでございます。

○滝井委員 だから、労災を厚生年金で肩がわりする理論なんというものはないわけですよ、労災というのは、御存じのとおり、これは経営者の責任なんだから。経営者が無過失賠償責任をとっておる。労災というのはあくまで経営者の責任です。厚生年金というのは、これは経営者ももちろ

ん掛け金は出してもらってあるのですよ。しかしそれは労災とは本質的に違うものなんです。だから、本質的に別個なものを一緒にしようとする観念がけちくさいというのです。これが一万五千円とか二万円年金になっておるときならいいですよ。ところが、一万円年金というのを、いまあなた方は国民にそういふムードを与えておられる、いまの制度のもとで、二万五千円の平均標準報酬になる人が、千七百万の被保険者のうち一体何人おられますか、言ってらんないさ。

○山本(正)政府委員 ちょっと前の問題でございますが、生活保障の部分は厚生年金で一万円年金を実現する、いま三千五百円という現行の例で、貧乏人同士がなかり合うというお話でございます。いま、一万円年金を実現すると、この改正の時期におきまして生活保障部分は厚生年金で担当する、それから損害賠償の部分は、年金化してそれで支給する、こういうことでございます。

それから、いま後段の二万五千円の場合に、二十年勤続ということで標準的に一万円年金になるわけでございます。これは申し上げるまでもなく、定額分の五千円と、二十年で報酬比例部分の二割相当額との合算額でございます。現在の年金受給者の受給年金額は平均三千五百円見当でございますが、これは御承知のように高齢者特例がございまして、四十歳以上で加入した場合には十五年間で老齢年金がつくという高齢者特例が受給者の多くを占めておりますので、平均的に三千五百円になっておる面もあるわけでございますが、標準報酬平均額が二万五千円という受給者というものは現在ほとんどないわけでございます。過去の標準報酬の平均額でございますので、正確な数字はいま記憶がございませんが、過去の標準報酬の全平均は一万二千円ないし一万五千円くらいかと存じております。したがって現在受給者に着目して見ますと、八千円見当の年金になるという趣旨でございます。

○滝井委員 あなた方が、二十年間つとめてそして標準報酬が二万五千円の人には一万円もらえま

すよということを伏せておって、一万円年金、一万円年金というムードをやるから、みんな一万円もらえると思うわけですよ。最低保障は五千円、五千円しかない。それで、いまそれに幾ぶん上積みするから六千円とか七千円とか八千円になるのでもあって、正しく宣伝しないといけない。われわれのところ、なかなかいいふさはいたいてたくさん速達がくる。お気の毒ですよ。ほんとうに一万円もらえると思っておる。だから、滝井さん、社会党が一万円年金をつぶすというのはけしからぬ、われわれ一万円もらえるじゃないか、いや、君、一万円もらえないんだよと言つても、厚生省は一万円もらえないと言つておるといって、どんな話がきいておる。国民にそういうその宣伝までして、法案を通そうなんというさもししい気持ちを起こしてはいかぬ。やはりきちつと宣伝をしなければいかぬ。だから、いま言ったように二万五千円の標準報酬というものはない。私はあとからその実態を明らかにしていくけれども、標準報酬は一万二千円とか一万五千円ですよ。それになると、一万円よりかはるかに下のものしかもらえない。とにかくいまのような、厚生年金と労災を年金化してこれを併給するという形になつてくるのですよ。必ずなつてくる。これはさいせん私が言ったようなものにも、すでに現実、経営者の責任である労災でさえも五十七・五をちょん切つてしまふんですからね。こういうさもししいことをやるのだから、他のものが、補完的な制度ができるとその補完的な制度にけつこう乗つたつて、あなた方が乗るまいと思つたつて大蔵省は乗つちゃうんです。

次は、もう一つ問題は児童手当です。厚生省は、いま児童手当を保障制度でおやりになろうという意思でしよう。

○神田国務大臣 児童手当につきましては、こ

数年來調査を続けてまいっております。今度は児童手当専門調査の参事官も置きまして、今年一ぱいには、四十年一ぱいにはひとつ見通しを確立したい、こういうことでやっております。どうい

ふうにやるか、どの程度やるかということについての検討を進めておりますが、いまお述べになりましたように保障制度のことも考えながらひとつ早急に実施したい、こういうふうに考えております。

○滝井委員 私が聞くのは、一体保障制度でやるのか全部国庫負担でやるのかということですよ。これはとても、国庫負担でやるなんと言つたつてできるものじゃないと思つておられます。保障制度でしよう。ひとつはつきりしておいてください。

○神田国務大臣 おっしゃるとおりでございます。保障制度で、ひとつはつなげるだけ厚くやろうと考えております。

○滝井委員 保障制度でやろうということになれば、これも問題は、労働者が掛け金を出すか出さぬかということが問題です。事業主は出すことは確実なんです。なぜならば、いま家族手当というのは事業主が全部出しておるのですから。ところが、この児童手当の額が千円くらいいふのちやちなもので、これではどうにもならぬわけですよ。これは一子からやるか二子からやるか、いろいろ議論があります。議論はありますけれども、保障制度でやろうとすれば、あなたの方の気持ちでは、これは事業主と労働者両方から出すのですか、気持ちとしては。

を出さなければならぬ。こういうように、私はいま内閣でやられておるようなことをざっと攻めてきたのです。そしてこのほかに、また経営者は失業保険があるのです。これも最近、季節的な労働者とか女子の退職者が多くて、どんな失業保険を取るの、失業保険は赤字だ、何とか締め上げなければならぬ、場合によっては保険料を上げなければならぬようになって。保険料は急激に赤字に転化して。これも事業主と労働者が出さなければならぬ。と考えてみますと、いま言ったように、事業主は一つの口しかないさいふから出すものがあまりにも多過ぎるんですよ。そうして保険料はもとむたいに低くないですか。三十とか三十五じゃないでしよう。今度は五十八とか、ほんとうに取ったら七十五くらい取らなければいかぬのを取ってないわけですから、これもまたあとで質問しますが、非常に徴収率を下げている。この徴収率を上げなければ、先の老後は安定しないんですよ。支払いができないので、いわゆる財源がなくなるわけですから。こういう点から考えてみますと、客観的に見て、厚生年金なり国民年金が飛躍的に前進をする方法はないわけですね。だから一千万年金と掲げておるけれども、結局見てみると、いま言ったようにみんな併給をやらない、重複する分は全部切り落としていくということになるから、労働者は、今度は退職したら厚生年金がもらえる、とうちゃん掛けをしたから労災も入る、失業保険も入るぞ、こう思っておると、重複する分は全部ちよんちよんと切られてしまふから、結局もらってみたら少なかった、こういうことになっちゃう。だから、こういうのを幸福を掲げて狗肉を売ると言うんです。そういうところは、ほんとうにあとに残った人が喜べる制度をつくらなければいかぬ。掛け金をそのために掛けておるんじゃないですか、そのための保険じゃないですか。したがって、あなたが冒頭に言われたように、国民年金と厚生年金とをほんとうに二本立てでやるというならば、希望するのならば、いま労働者が何かつくっておるのを整理して

もらって、その国庫負担を全部こっちに入れて、そうしておやじさんが金を出しておるのですから、それで事業主の負担分を軽減したらいい。そして年金額の一万円を社会党と同じ一万六千円にして、定額部分を一万円にしたらいい。これはおやじさんがみな金を出しておるんですから、ただ分散したものを一つに強力で集めると資金の運用の効果もぐっとあがります。資金コストはずっと安くなるんですよ。昔から毛利元就が教えてくれているんですよ。三本の矢をばらばらにしたらだめだ、一本にしなければいかぬ、こう言っている。真理というものは単純なところにあるんですよ。だから五月改造を控えて、このころ、あなたの残ることを再三にわたって私は支持しておるわけだ。この際思い切ってこれをあなたにやらなければいかぬですよ。医療であれだけのものをつけたんだから、今度は退勢挽回のためにひとつ年金で立ち直る、これをやらなければいけません。だから、ここらあたり政治力をかけるんですよ。ほんとうに日本の社会保険史の中に、神田厚生大臣の名は未来永劫に残りますよ。われわれは野党ですから、残念ながらそれができない。あなたの立場にあるならばわれわれはやりたいただけども、やれないからひとつ身がわりになってでもやってもらう、それでわれわれは支持するわけですよ。だからいまからでも――やはり他のものがあまりとんとんという形で進んでいくということになると、厚生省は医療も持つておる、厚生年金も持つておる、なかなか手が回りかねます。回りかねますけれども、他のものが、あなた方が医療問題にばたいたと精力を費やしておるうちに年金部門は掘りくずされてしまつて、みんな他の省です。だから農林省なり通産省なり労働省に説得をして、できればひとつ検討して、あれをずっと厚生年金に吸収する形をとるわけです。向こうを一举につぶしてしまうというのはいかぬが悪いから、発展的解消ですね。そしてできればその部分については共管でもいいですよ。あなたがしつかり

しておけば、石田さんと話し合いいいし、櫻内君と話し合ってもいいし、赤城さんと話し合ってもいいですよ。共管でもいいです。だから全部吸収してしまつたらいい。そしてもう少し老後を保障する体制を、大きな柱を立てないと、いまのように、日本の家屋のように竹の柱にカヤの屋根では、こんな人口構造が変わって老人人口がふえている日本ではどうにもならぬです。これではみな不安定です。そこで、いま基本論のところをちょっと触れたのです。一段のあなたの御努力を望みたいのですが、どうですか、あなたの覚悟は。○神田国務大臣 たいへん大きな御期待をかけられておるようです。いろいろお述べになつておられますが、先ほど来質疑応答でもお答え申し上げておるように、年金制度というものは、やはり基本的に厚生年金と国民年金の両立てでひとつこれを育成して、そして欧米に伍しても劣らないようなものにして、これが私は本筋だと思ひます。しかし、御承知のように、まだ激動期でございませう。なかなかまだ一本で救い切れぬというやうな道もございませう。何と申しますか、退職金制度というやうなもの、これはまたある一面からいへば妙味のある制度だと思ひます。そういうものもこういうやうな際には出てくるというところ、これはある程度やむを得ないんじゃないか、そういう要望も強いのでございませう。これは私、一時金としてのいわゆる退職金制度としてそういう形であらわれてくることは、やはり今日の時勢から見ればやむを得ない。しかし、これがまた、御心配されておるやうな年金制度に変わっていくやうないわゆる発展的解消といひますか、やっぱり二本立ての線で、そしてこれを受けるほうも、あつちからもちよつと、こつちからもちよつとというやうなことで手続はないへんだろうと思ひます。だから、そういう点はたいへんどうと思ひます。業務繁雑といふやうなものも除かなければならぬと思ひます。やはり本筋でどかんと流してやるのが私は好ましいのじゃないか、こう考えております。

それからもう一つ、いまのような制度でやりまう場合に、ことに障害年金の手当等の関係で年金がストップを食うといふやうなことは、これは私は、滝井委員の言われるやうに本筋じゃないと思ひます。こういう面こそむしろ改めるものは改めていく、そういうふうに検討をひとつ進めてまいりたい、こう思つております。○滝井委員 御存じのとおり、なかなか経営者には頭のいい人がおられて、まず経営者が、みずから出す金の面から年金化をはかつてきておるわけですね。まず第一に労災の年金化をはかり、それから退職金の年金化をはかつて企業年金をおつくりになつたわけですね。大臣はいま、事務が繁雑になる、どかんと一つ流さなければいかぬ、こういうことだけれども、いま定額部分と報酬比例部分と、この報酬比例部分を企業年金に持つていき、基金をつくり、そしてまた基金の連合をつくるなといふ、これぐらい事務的に繁雑な、通算するときややこしいものはないのです。条文を読んだら書いてありますかと云つても、大臣はおそらく解釈できぬぐらいこれはむずかしいです。そういうやうにむずかしいのですから、実に法律が複雑になつて、事務が複雑になるのです。それをいまおやりになるのです。私は統一化、一本化の方向にものを進めようとする、医療だつてそれをわれわれは主張しているわけですね。ところが今度は、いま言ったやうに全部細胞分裂を起すのです。先日テレビで宇野重吉の刺身とピフテキというのを見たのですが、みんな子供が太っていくと、タンポポの綿毛のやうにみな飛んで出ていってしまう。初め二人で、結局子供がたぐさんできて、最後はまた二人になつてしまふ。そういう映画があるのですが、まさに厚生年金がそういうやうな足したときは一本だった。ところが、いいやつはみんな出ていってしまう。タンポポの綿毛で、あなただけ一人になる。それを私は心配しておるのです。もう少しふんどしを締め直して、やはり長期

の展望に立つた政策を立てていただきたい、こういうことです。

そこで、最後にお尋ねしたいのは、各種の保険を総合したら、一体保険料負担総額は幾らになりますか。そのうちの労働者負担分は幾らで、経営者負担分は幾らになりますか。健康保険から労災から失保から、ひとつ全部通算してみてください。新しい制度になって実には皆さんの保険料の負担になるのだから、当然あなた方は自分のところだけ考えずに、経営者のふところなり労働者のふところも考えておることだと思われ、各保険の負担率を言ってみてください。

○山本(正)政府委員 これは各種の労働体系によりまして違いますが、一般労働者、すなわち厚生年金、それから健康保険、これは政府管掌でございます。それから失業保険、この三つにそれぞれ加入いたしております。一般労働者につきましては、男子の場合は、料率にいたしまして千分の百十二、女子の場合は百七、かようになつておりました。これを折半ということになるわけでございます。それから労災保険は事業主負担だけでございますが、千分の二ないし千分の八十という差がございますので、これは一律にはまいりません。それから、厚生年金法の改正をするかどうかという点になります。男子の千分の百十二というものが、二十三上がりますから百三十五でございますが、これは労使の折半ということになるわけでございます。標準報酬を二万五千円としてみますと何ばになりますか、百三十五をかけてその二分の一が労働者の負担であり、事業主負担である。事業主負担の場合にはさらに労災保険がそれに付加される、こういう結果になります。

○滝井委員 やはり保険料は下がるわけですから、千分の百三十五で、率はあまり上がっていないように思われますが、相互調整その他をとりますと、金額は非常に上がることになるわけですね。同時に、標準報酬も上がりますから、これはもう労使双方非常に負担が重くなってくる。このほかに、いま言うように中小企業の退職金のほうにも掛け金をかけるし、小規模企業事業団にもかける、こういうことになるわけですね。このほか労災にも保険料を出すことになるわけですね。だから、事業主の側からいえば、そんなに多々ますます弁ずるというわけにいかぬわけですね。これはもう少し社会保障を整理して、政府としても本格的に取り組んでもらって、長期の展望を、長期経済計画に見合せてぜひ確立をしてもらわなければいかぬ。これに児童手当が加わってくるのですから、月二千円とか三千円になりますと、これは少ない料率じゃないかないのですよ。そうしますと、そんなにたくさん制度が雨後のタケノコのように出てきますと、厚生年金と国民年金の二本立てでまいます。こう大上段に振りかぶって大みえを切つて言われても、その額というものはスズメの涙の額にやほりなつてしまふ。それではいかぬ。だから、ほんとうの二本立ての制度を確立するために、さいぜんから申し上げておきますように、大臣、がんばつてもらわなければならぬ。こう思うわけですね。大局的結論はこの程度にして、いづれこの点は、もう一ぺん総理と大蔵大臣に少し言わなければいかぬと思うのです。

次に大臣にお尋ねをいたしたいのは、長い厚生年金の討議の中で、労使双方の意見の一致を見た点はどういう点ですか。

○神田国務大臣 ただいまお尋ねがございました改善意見として労使が意見一致した問題といたしましては、大体定額部分の引き上げについて、四千円というふうなものを引き上げたらいだらうという問題、それから、スライド制の導入の問題とか保険料率についての問題、それに国庫負担について相当増額せよ、こういうようなことが、おもな点について一致した意見だと思っております。

○滝井委員 そこで、いま大臣がおっしゃったように、労使双方意見の一致を見た点は、定額部分の引き上げですね、それからスライド、料率改定、国庫負担、四つが意見の一致を見た点ですね。そこで、私はこの四点について少しく尋ねたいと思ふのです。その前に、意見の一致を見なかった一番大きな点はどこですか。

○山本(正)政府委員 企業年金との調整についての項目でございます。

○滝井委員 企業年金との調整は意見の一致を見なかった。そうすると、意見の一致を見なかったことが法案になって、意見の一致を見たことがうまいことおらぬというのはいくつかあることであらう。こういうのをうしむつとき、現象といつて、石が流れて木の葉が沈むということがよく言われるが、うしむつときは石が流れて木の葉が沈む。ほんとうは木の葉が流れなければならぬのに、石のほうの流れている。こういう問題を、利害関係といつて力関係だけで決定してはいかぬ、社会保障なんですからね。労使の意見の一致を見たところはやつていく。ILO精神と同じであつて、ILO精神でやつていかなければならぬ。こういう政治のやり方というのは民主政治ではないわけですね。(暴力反対)と呼ぶ者あり。だから、暴力反対、こうおっしゃつたですが、こういう点を力の暴力というのです、多数の暴力。

そこで、意見の一致を見た点について少しくお尋ねをします。

まず第一は、スライド制からいきたいと思います。スライド制に対するあなた方の基本的なものの考え方というものは、法律で言いますと、第二条の二を「この法律により年金たる保険給付の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるための調整を加えられるべきものとす。」というように書いておられるわけですね。一種の訓示規定です。これが赤の字で書いておられるから、これは修正したところですね。

その前に、ちょっとこれは山本さんに、私、赤の字で思ひ出したから、文句を言わなければならぬのは、大体ごらんのとおり、議員というのはみんな更年期以降の人がなかなか多い。中には若い人もおられるけれども、この赤の字——厚生省というのは衛生を担当するところですよ。この法文を赤の字で書いたときに、一体どれほど目に害があるかということが、あなただとはど目に害があるのかというの、お互いに老後を保障したり何かする法律で、いわば一種の社会保障。そういう重要な衛生も考えてもらわなければならぬ法律なんだ。ところが、こんな赤の字を読みましたら、私のように近頃の強い人は目がつぶれます。眼科の医者に聞いてごらんなさい。精神科のお医者さんもお赤はいかぬと言ふ。こういう赤の字で書くことがまず第一に認識不足だ。衛生上の認識が足りない、だから老人を思う心がないということです。

もう一つは、関係条文が一つも入っておらない。あなた、労働者の労働者災害補償保険法をこらんない。これはさすがに労働者の災害を守る法律だから、全部関係条文を入れてある。そして、この前も私はあなたに注意しておつたが、新旧対照表も入れてもらわなければいかぬ。それをあなたのはは赤字で入れて、非常にわかりにくい。カッコの中に削除条文を入れてしまつた。そうじゃなくて、労働省のように上段と下段で、こういう形にならないければならぬ。こういうことをやっているのは、各省の中であつたところだけだ。関係条文はつけず、新旧対照表もなく、変なぐあいにも赤と黒でやる。非常に読みにくい、わかりにくい。その点は労働省はたいへん至れり尽くせりで、しかも逐条解説を出している。年金はわからぬから、逐条解説がなければならぬ。労働省は、この膨大な法案に全部逐条解説をやっているのです。議員はみんな勉強せぬようでも、やつぱり勉強するから読むのです。だから、読みやすくしてわかりやすいようにしなければならぬ。関係条文を出さなければならぬ。この膨大な年金法、しかも昭和十七年から積み重ね積み重ねして改正をして、うんとコケがはえておる法文ですよ。その条文を読もうとすれば、関係法律をうんと引っぱり出して読まなければならぬはずで

んな更年期以降の人がなかなか多い。中には若い人もおられるけれども、この赤の字——厚生省というのは衛生を担当するところですよ。この法文を赤の字で書いたときに、一体どれほど目に害があるかということが、あなただとはど目に害があるのかというの、お互いに老後を保障したり何かする法律で、いわば一種の社会保障。そういう重要な衛生も考えてもらわなければならぬ法律なんだ。ところが、こんな赤の字を読みましたら、私のように近頃の強い人は目がつぶれます。眼科の医者に聞いてごらんなさい。精神科のお医者さんもお赤はいかぬと言ふ。こういう赤の字で書くことがまず第一に認識不足だ。衛生上の認識が足りない、だから老人を思う心がないということです。

もう一つは、関係条文が一つも入っておらない。あなた、労働者の労働者災害補償保険法をこらんない。これはさすがに労働者の災害を守る法律だから、全部関係条文を入れてある。そして、この前も私はあなたに注意しておつたが、新旧対照表も入れてもらわなければいかぬ。それをあなたのはは赤字で入れて、非常にわかりにくい。カッコの中に削除条文を入れてしまつた。そうじゃなくて、労働省のように上段と下段で、こういう形にならないければならぬ。こういうことをやっているのは、各省の中であつたところだけだ。関係条文はつけず、新旧対照表もなく、変なぐあいにも赤と黒でやる。非常に読みにくい、わかりにくい。その点は労働省はたいへん至れり尽くせりで、しかも逐条解説を出している。年金はわからぬから、逐条解説がなければならぬ。労働省は、この膨大な法案に全部逐条解説をやっているのです。議員はみんな勉強せぬようでも、やつぱり勉強するから読むのです。だから、読みやすくしてわかりやすいようにしなければならぬ。関係条文を出さなければならぬ。この膨大な年金法、しかも昭和十七年から積み重ね積み重ねして改正をして、うんとコケがはえておる法文ですよ。その条文を読もうとすれば、関係法律をうんと引っぱり出して読まなければならぬはずで

んな更年期以降の人がなかなか多い。中には若い人もおられるけれども、この赤の字——厚生省というのは衛生を担当するところですよ。この法文を赤の字で書いたときに、一体どれほど目に害があるかということが、あなただとはど目に害があるのかというの、お互いに老後を保障したり何かする法律で、いわば一種の社会保障。そういう重要な衛生も考えてもらわなければならぬ法律なんだ。ところが、こんな赤の字を読みましたら、私のように近頃の強い人は目がつぶれます。眼科の医者に聞いてごらんなさい。精神科のお医者さんもお赤はいかぬと言ふ。こういう赤の字で書くことがまず第一に認識不足だ。衛生上の認識が足りない、だから老人を思う心がないということです。

んな更年期以降の人がなかなか多い。中には若い人もおられるけれども、この赤の字——厚生省というのは衛生を担当するところですよ。この法文を赤の字で書いたときに、一体どれほど目に害があるかということが、あなただとはど目に害があるのかというの、お互いに老後を保障したり何かする法律で、いわば一種の社会保障。そういう重要な衛生も考えてもらわなければならぬ法律なんだ。ところが、こんな赤の字を読みましたら、私のように近頃の強い人は目がつぶれます。眼科の医者に聞いてごらんなさい。精神科のお医者さんもお赤はいかぬと言ふ。こういう赤の字で書くことがまず第一に認識不足だ。衛生上の認識が足りない、だから老人を思う心がないということです。

す。だから、われわれは忙の間に一々とても読めぬ。議員に読ませぬでさつと通したいといううな、そんな謀略ではいかぬです。労働省をこらんない。労働省は変なことをやっただけからぬと思つたのですけれども、これだけは労働省をいつもほめてゐる。労働省は、法案の数が少ないからかもしませんが、非常に親切丁寧です。ただ、労働省の欠陥は、資料をあとにつけぬということが欠陥です。しかし、関係条文その他は全部ついている。ところが、衛生の観念がなければならぬ厚生省が赤字で書く。電気の下では目がちらついて、ちつとも読めやせぬ。三時間勉強するところが、一時間半ぐらゐになる。そういうことまで注意をしないと、厚生省というのはものがわからぬ省だから、ほんとうに残念です。

そこで、いまのような基本的なスライドに対する態度は、二条の二に書いてあるわけです。ところが、二条の二というものは全く抽象的な訓示規定で、具体性が何もない。そして、労使の意見が一致したのは、まず第一に、スライド制について意見の一致を見ておるわけです。これは八木さんがここで何度かにわたつて歴代の厚生大臣に——あの人は昭和二十七年に代議士に出てから、厚生年金一本でやつておるわけです。そのたびごとにスライド制の確立を言つておられます。歴代の大任は全部、やりますと言つておるわけです。できるだけ努力をいたします、御期待に沿うようにいたします、と言つておる。ところが、一向に御期待に沿わない。御期待にそむくばかりだ。しかも労使一体でこれをやるべきだというのに、やらない。そこでお尋ねをするのですが、この際、こういう年金の部分に、どのような具体的な方法でスライド制を取り入れていくかということです。これはいろいろあります。定額部分に取り入れろという意見もあります。あるいは報酬比例部分に取り入れろという意見、両方に取り入れるべきであるという意見、いろいろあります。しかも具体的にやる場合に、どういふ経済指標を用いるかということも問題です。そういうことについて、あな

た方は基本的にどういふものか考え方を持っているのかということ。いつの日になつたら、スライド制というものを具体化してくれるつもりかということ。私がついてそういうことを言ふかという、このスライド制というものは、どの法律もみな同じことを書いてある。それは法制局が一つだからでしょう。われわれがかんかんがく攻め立てても、この城は堅固で、落ちる城ではないわけですから、いまの日本の経済政策を見ると、基本はインフレ政策です。そういうインフレ政策的なものに流れていくところで、このスライドをつけておかなければ、年金の掛け金をよけいける気持ちにならぬです。だから、このスライド制というものについて、あなたの基本的なものの考え方、法文でそういう抽象的なことでなく、もう少し具体的に述べてください。これは大臣が基本的なことをまず述べて、各論は局長が述べてください。

○神田国務大臣 年金の給付の問題につきましてスライド制をとれということ、私も全く同感でございます。私も多年、この種の問題につきましてはスライド制をとるべきものだ、こういうふうな主張をずっと一人でございます。そこで、今回の年金改正にあたりまして、スライド制を採用しなかつたということは、しなかつたというよりも、なお検討の方途がございまして、間に合わなかつたというふうにお考えいただきたく思います。スライド制をとらなかつたのではなく、スライド制をとるためにいろいろ検討を加えた、あるいは賃金によるか、物価を加えるか、諸般の情勢も考えるか、いろいろなことを検討したのでありますが、それが間に合わなかつた。そこで、スライド制をとらなくとも、物価の上昇を上回るようなゆる年金の給付を考えたほうがいいのではないかと、こういうことと一応今度はお願ひをしております、こういうことだと思ひます。したがひまして、物価の変動よりも大幅に上回る年金の給付というものを考えまして、スライ

ド制の実施は将来の問題にした。いわゆる将来検討して、早くそういう点を取り入れた。いろいろの前提をなす問題がございまして、そういうものを整理いたしまして、また御審議を次の機会にお願ひしたい、こういう考え方でございまして、あくまでもスライド制をとれという前向きであつたが、間に合わなかつた。こういうふうに御理解願ひしたいのであります。

あとは政府委員から御答弁いただきます。

○滝井委員 スライド制をとる方向でいろいろ検討した。そうして具体的には物価の変動を上回る年金給付をつくつたんだ、しかしできなかったの、将来やりたい。その場合に、スライド制をつくるためにネックになるものというか、前に立ちふさがつていゝ一番大きな問題点は何ですか。

○山本(正)政府委員 スライド制を実施するということは、方式としては大ざつぱに言つて二つあるわけでございます。自動的なスライド方式、それから政策的に必要ならスライドしていく、こういう二つの分類に分けるわけでございます。その基本は、要するに年金の実質価値を維持するということにあるわけでございます。どいう方法でやるといふは、もう実質価値を維持すればいいわけでございます。そういう意味におきましてスライド制を前向きで考えなければならぬ、かように考えております。

そこで、いま御指摘のスライド制を実施するとどういふようなネックがあるかという点でございますが、一つには、年金制度の実質価値を維持するということは当然考えなければいかぬ問題でございます。その際、年金制度だけで実質価値の維持という問題はあるかといたしますと、ほかにもたくさんあるわけでございます。関連する項目におきまして、厚生年金、国民年金以外におきまして、そういう実質価値を維持する問題はあるわけでございます。そういう点が、他の制度との関係において、年金なり恩給なり、そういうものの実質価値の維持という問題が一つございまして、それから、第二点といたしましては経

済的な問題でございまして、これはすべての制度を通じての問題でございまして、スライド制を実施する、要するに既裁定の年金を何らかの指標に基づいて改定していくという際には、どうしてもそこに追加費用の問題が生じてくるわけでございます。原資の、その費用をだれがどういふ形で負担していくか、この二点がスライド制に関連する大きな問題でございます。

○滝井委員 実質価値を維持する場合に、年金自体以外の関係があるということ、それから追加資源の負担をだれがどういふぐあいにやるか、要約すればその二点が大きな隘路である、こういうことです。

そこで、私たちがさいせんも指摘をいたしましたように、実質価値が保障されない限りにおいては、その年金に対する不信感が起こつて、そうして他の制度が補完的という名のもとにまかり通つてしまつておることは、さいせんも指摘したとおりです。他のものがそういう形でまかり通ること、年金に不信感を与えると同時に、老後に不安を与えることになる。この年金の実質価値を維持するということ、大きくいへば社会保障の制度的確立をするということの根底は、やはり貨幣価値の合理的な安定保持の政策がどう行なわれるかということ。そうすると、このことは、もう経済政策の根本論に年金がさかのぼつてくるわけですから、いづゆる経済政策というものがいかに安定成長の形をとっていくか。いまのインフレ的な、むちゃくちゃな過剰設備投資をやつて、そうして声ばかりの貨幣価値、名目的な価値は大きければ、実質価値は少ないということになつた。これは、年金というものは成り立たぬわけ。あるいはそういうことを激動期と言ひ、変動期と厚生大臣は言つておるのかもしれない。そこでわれわれが掘り下げて論議をして、その上で一体何を、どういふ指標を定めていくかということになるわけでしょう。そうすると、大体定まつておるのは、私は三つしかないと思うのです。それは消費者物価の指数というものをどう見ていくか、こ

れでひとつやれないかどうかということ。いま一つは、賃金指数でしよう。大体その三つを組み合わせたかどうかが、どれか一つを用いるか、二つを用いるか、その組み合わせでやる以外にないのじゃないか。根本的な経済政策の問題を論議しておいたのは、いつの日にか年金のスライド制ができるかということになると、これはなかなか見通しがつかないことになる。そこで、ある程度踏み切つて——それは物価にしても賃金にしても生計費にしても、経済の変動に応じてやはり動いていくものなんですから、そこを何か一つの指数として取り扱っていく以外にないのじゃないかと私は思うのです。あとの第二の国庫負担の問題は、もう少しあとで論議するのですが、これは当然、スライドすればその問題は必然的に出てくる問題ですから、第二の問題でいいと思うのです。根本は、いまあなたが貨幣価値維持の上においてネックになると言われる厚生年金とか国民年金の指標を一体どこに求めるかという、いまの三つ以外に考えられないのではないかと、だから、あなたのほうのこの中にも、「国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた」、きわめてあいまいにその他という、たつたの国民生活水準という大ざっぱなものをあげておられるけれども、この国民生活水準というものは消費者物価が入り、賃金が入り、生計費が入ってきているわけですから、そこらをもう少しかみ砕いて、具体的に組み込んでいって打ち出す必要があるんじゃないか。厚生年金が出さないと他のところは出さない。これは何といても神田厚生大臣が言われるように、国民年金、厚生年金が柱です。特に厚生年金が柱です。なぜならば、国民年金よりもはるかに長い歴史を持っているからです。やはり歴史の長さというものはたいしたもの。代議士でも、川島副総裁なんというものは非常に何回も当選して、年数何十年というものです。やっぱりそれは歴史を背中に背負っておくところに権威が出てきてお

るわけ。それと同じで、やはり何といつても厚生年金が、昭和十七年からできて、戦争のあらしに耐えてきておったところ、それだけの価値があるわけなんです。それにあなたの方がスライド制を入れることができなかったら、話にならぬです。他の制度は入らない。そこで、いまの三つのようなところが妥当なところだと私は思うが、あなた方は一体どう思っているのか、そして、そういうことで一体やる意思があるのかどうか。将来将来と言っておる間には髪を白く加えて、毎年葉の花が咲き、チョウチョウが飛んでも、将来はわれわれはだめになつてしまつて今度は受ける側になるのですから、いまのうちにきちつと確立する必要があると思うのです。

○山本(正)政府委員 今回の厚生年金の改正に際しまして、やはりその点は検討したわけでございます。いま先生が御指摘のように、スライド制を採用する際の基準として何を考えるかということになりますと、せんじ詰めるといま御指摘のような三項目になるのではないかと、かように考へております。また諸外国の例を見ましても、大体何らかの物価指数と、それからドイツのように賃金指数、それによつて年金の実質価値を維持する方が講ぜられておるといふ現状でございます。今回の改正に際しまして、スライド制の技術的な問題も考えましたが、まず物価をとつて考えますと、昭和二十九年度の改正の際に物価指数によつてスライドするといふ規定があつたといふたしますと、今回の改正に際しましては、もちろん一万円年金に達しないわけでございます。今回の改正は、そういう昭和二十九年度の改正によつて現在の体系ができました。降における物価の変動、消費指数の変動、賃金の上昇といったものを総合的に勘案いたしまして、政策的にそういった実質価値の維持を含めましてベースアップ、大幅な給付改善といふことを行なつたわけでございます。そのほうが、現在の厚生年金を充実する意味においては、そういう単なる物価なら物価だけによつてスライドするよりは、やはりま

だ現段階として、あるいはこの次の段階といつたしましては、政策的に年金そのものを上げていく必要もあるわけでございます。そういうような意味を勘案いたしまして、大幅なスライドによつてすべてそういうものを吸収していくという措置を講じたわけでございます。ただ事務的には、その当時におきまして、今後の問題としてスライド規定を考えまして、一つの案といたしましては、厚生年金の定額部分につきまして物価にスライドする方式を今後考へていってはどうかという試案は発表いたしました。ただいま大臣も申されまして、スライド制を実施するに際しましては基本的な問題もあるし、かつまた物価にスライドすることだけではないか、定額部分だけでいいかどうかといった問題もお検討を要する事項でございます。そういう意味におきまして具体的なスライド方式につきましては今後またに検討を進めたい、こういうことに相なつた次第でございます。

○滝井委員 ちょうど区切りがよくもないのですけれども、少しスライド制をもう三、四回討論をしなければならぬ問題点がございまして、ここでやめたいと思ひますので一応中止をしたいと思います。が、いまのあなたのほうの御答弁によると、結局昭和二十九年度以降の物価の変動を見ると、一万円年金に物価だけではならないのだ、だから物価変動を上回る一万円をばつとつくつて政策的なスライドをやつたのだ、こうおっしゃるわけですが、ところが、これはまた、五年も後になると、また同じようなことを言わなければならぬことになるわけ。それで物価がいまのような激しい変動をするときには、被保険者にとっては非常に不安定なんです。だからこれは、やはり五年を待たずして何か措置しなければならぬと思う。そこで、もう少し定額部分その他の問題について議論を戦わしたいと思ひますが、これから入るとまた二十分くらいかかりますから、ちょっとこれで休憩させていただきます。

○松澤委員長 午後一時まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二十五分開議

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。滝井義高君。

○滝井委員 午前中に引き続き総合的な質問をさせていただきます。労使双方の間で意見の一致を見た、非常に大きな問題点である四つのうちの一つのスライド制の質問中ではございましたが、途中で時間がきたので中止をしておつたわけですが、政府の御答弁によりますと、今回の一万円年金というのは、いわば政策的なスライド制をとつたものである。当然、二十九年以来の物価の変動その他を総合的に検討してみても、物価だけでは一万円年金に達しない、したがつて、総合的な立場に立つて政策的なスライド制をしいて一万円にしたのである。今後どのようにスライドしていくかということについては、具体的に検討をするということでございます。そこで、具体的な検討をする場合のやはり問題となる点を、少く政府の意見を聞いておきたいと思ひます。

御存じのとおり、社会保険審議会における公益委員の意見というものは、年金の調整に関する事項については、この政府原案のような精神的な規定というもののほかに、少なくとも基本年金額の定額部分についてスライド制を具体的に決定すべきであるという、非常に親切な指針を出してくれておるわけ。今回の改正にあつては、私がさしげん申し上げましたように、定額部分についてのみやるのか、定額部分と報酬比例部分についてやるのか、それとも報酬比例部分のみについてやるのか、これらの点について政府の検討をした方向と申しますか、そういうものがあれば一応ここでお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○山本(正)政府委員 年金額の実質価値の維持ということがスライド制の問題の基本になつておるわけでございます。さうな意味におきまして

権威を持つ委員会をつくってやってもらう以外に方法はないと思うのです。そこで、その場合に定額部分が一番問題になるのですが、一俵定額部分というものを決定するいままでのものさしは何であつたかということです。

○山本(正)政府委員 定額部分を決定するものさしという問題でございしますが、やはり年金制度を考へます際には、年金の総額が老後の生活保障をするのにふさわしいものであるかどうかという観点から考へなければならぬ、かように考へておられます。したがらば、定額部分のみについてかくあらねばならぬといった基準はないわけではございまして、これは日本だけではない、各種の年金を考へてみますと、賃金水準というものがあまり格差がないという実態におきましては、必ずしも定額部分というものは必要ないわけではございまして、賃金に比例した年金で十分その生活を反映するわけではございまして、ただ、わが国においては賃金格差が非常に大きいという実情からいたしまして、昭和二十九年の改正に、定額部分と比例部分の両方で構成して所得再配分を強度に行なう、かような観点から定額部分の考へ方が取り入れられたわけではございまして、そういう意味におきまして定額部分が幾らでなければならぬというところは、一がい言えないと存じます。わが国の賃金水準にあまり格差がなくなつてまいりますれば、定額部分の比重が少なくなつても、所得再配分の観点からいっても問題がなくなるわけではございまして、今日の情勢におきましては、大体報酬比例と定額のバランスというものを、従来のバランス程度を維持するという意味におきまして、一万円年金の場合においては定額部分が五千円、報酬比例が五千円、そして三十年勤続というものが今後の勤務状態の通例になつてまいりますから、さような場合におきましては一万五千円年金になるようにいたしまして、その際には定額部分が七千五百円、そして報酬比例部分が、平均標準報酬二千五百円の場合やはり七千五百円になるといふようなバランスを考へまして、定額を五千円に

いたした次第でございまして。

○滝井委員 国民年金をつくる場合に、国民年金の三千五百円の算定の基礎は一体どこに置くかというところ、それは生活保護基準における老人の扶助費を基礎にしたという答弁があつたわけでありまして、昭和二十九年当時においても二千円の定額部分を一つつたわけではございまして、この二千円は、当時の生活保護における老人一人の生活費が二千円であつた、大体これになつた、こういうことだつたのです。あなたの先輩は大体そういう答弁をしておつた。いまは全く生活保護のほの字も言わなかつた。たまたま五千円年金というのは、いまの御老人の生活保護と同じところなんだ、そういうことを今度は一つ基礎にしたのではないのですか。いま賃金のことをおつたんだけれども、賃金は、標準報酬が教えるように七千円以下の者もまだあるんだから、七千円以下はどうかする、これを全部七千円で見るといふことになつた。そうして最高は六万でしよう。標準報酬の歴史的な経過をあらにみると、昭和十七年六月から十九年五月までは、当時は等級は一級から十五級までだつたのです、十円から百五十円、それが二十九年にはどうなつておるかというところ、二十九年五月から三十四年の四月までは三千円から一万八千円です。こんな低いベイスだつた。もちろんこれは頭打ちしてあります。しかし、一万八千円以上の俸給を取つてゐる人はそんなによいではない。百万人もいない。ずっと下です。当時です。おそろく十萬から二十萬ぐらいいやないかと思う。非常に少ないと思う。いまでも五萬とか六萬の頭打ちにしますと、それ以上の者は百万以下しかいないのです。いわゆる五萬をこえる者というのは百万以下しかない。そういう賃金の低い状態ですから、あなたが言うように賃金を見ていうと、非常に格差が出てくる可能性もある。だから、どうしてもフラット額というものは、生活保護みたいなものを持つてこざるを得ない。日本の年金というものは、いままではみなそれを持つてきた。いまの説明ではなか

な進歩的なような答弁があつたのですが、そういうことなんでしょうか。これは生活保護の基準というものはちつとも考へなかつたのですか。

○山本(正)政府委員 生活保護と年金の定額部分との関係問題でございまして、これは理論的にはこうあらねばならないというふうには考へておりません。ただ、いまも御指摘がございましたが、昭和二十九年の当時、これも立案當時は、もちろん生活保護基準がどうであるかというのを頭に置いて定額部分というところは考へたわけではございまして、国会修正によりまして二千円になつたという経緯がございまして、そして国会を通りましてあとにおきましては、たまたま当時二級地の生活保護基準が二千円見当であつたので、生活保護基準との関連で説明したということも事実でございます。それから国民年金の例をおあげになりましたが、国民年金は、御承知のように二十五年で二千円という国民年金の額があるわけではございまして、この際におきまして、たまたま当時生活保護基準の四級地が二千円見当でございまして、国民年金は農村中心だからというので、これとの関連において、これも通俗的に説明したんじゃないかと思ひます。

今回の改正におきまして、実際は生活保護基準がどうなつておるかということももちろん念頭に置きまして、その点も見合ひながら考へたわけではございまして、理論的には、生活保護の基準と定額部分とが同一でなければならぬというふうには考へていない次第でございまして。

○滝井委員 通俗的に、当時、二十九年のときも二千円だつた。だから国会で千五百円の原案を二千円に修正した。実は千五百円を二千円に修正したのは、生活保護でさえも二千円じゃないか、こういうことで逆にわれわれのほうから攻勢をかけて二千円になつた。だから、それは生活保護と同じようにというか、偶然生活保護を足場に攻勢をかけられて、かけられた側がよろめいてなつちやつたんです。だから、何といひますか、その痕跡というものは依然として底流に残つてゐるわけではございまして、五千人というものはそういうところからきてゐるわけではございまして、いろいろ討論した過程を見ても、生活保護から出てきてゐます。そこで、そういう形で五千円というものは、生活保護は最低生活を保障するといふことに右へならして年金にきてゐると思ひますが、それではやはりいけなかつたと思ひます。生活保護基準というものが、これはあつたところ、食へておると、われわれが実際調査したところによると栄養失調になる。生活保護基準で生活しておる人をわれわれが三、四年前に調べたときには、生活保護基準で支給したお金で生活をしてゐる人は、六十歳のおじいちゃんたつた一人しかいなかった。そのおじいちゃんも栄養失調で、全身浮腫があつて、そして貧血があつて生きるしかねぬ状態であることを知つた。そこで當時われわれは、これはたいへんだというのであつた方に大攻勢をかけた。あなた方もこれはたいへんだ、社会党が実際調査をしてそんなにやるならというところ、あの三、四年前のとき生活保護基準はずつと上がったわけですよ。だから、いまや五千人近くに、一人の六十歳の老人が生活するのに五千人くらい要するのだ、こうなつてきてゐるわけではございまして。そこで生活保護基準と合わせたのでは困るので、その上をいかなければいけない。そうして定額部分というのを五千人より上に上げなければならぬというわれわれの理論的な根拠が、こういうところから一つ出てくるわけですよ。だから、今度の年金は一万円年金だけれども、定額部分に一つ重点を置いて、しかも定額部分にスライド制を入れるという基本方針だけは確認をせよという確認のもとに一つの権威ある委員会をつくつて速急に定額部分だけやつてくださいますよ。どうですか。そういう点は非常に議論をしばつた、権威ある機関をつくる、そうして速急に定額部分について生活保護基準の五千円にな

くて、むしろその上にいくような形の原則という
か、ルールを——あなた方は、医療費の問題につ
いてルールをつくることは非常に好きなんです。
省のお役人方が、自分たちのベースの年金にな
ると、ルールづくりのルの字も言わないわけだ。こ
うして調査会をつくりなさいと言っておくとき
につくらない、そうしてルールをつくってはいかぬ
というときにルールをつくる、こういうのをあま
のじゃくというのです。だから、すなおにつくり
なさいというときにはお互いにつくったほうがい
いのです。それをつくって、速急に定額部分につ
いてのスライド制だけをまず発足させていく。そ
うして少し時間をかけて比例報酬部分をどうする
か、こうやらないと、権威ある機関ができない、
来年度以降において大蔵省に予算折衝をした場合
に、国庫負担その他が全然方針が立たないです
よ。方針が立たないで、いまのままでこれができ
たらおれのほうもやるのだ、こうなるのです。だ
から外堀から順々に埋めて天主閣に迫らなければ
いかぬです。お互いにお互いの戦術、戦略は与野
党統一しなければならぬ。与野党統一する前に、
政府とわれわれと統一しなければならぬ。どうで
すか、その点は。

○神田国務大臣 ただいま滝井委員から、スライ
ド制をとるために何か調査会というか、ルールを
確立して早く実施をする意図はないか、こういう
意味にお聞きいたしました。私もともいたしまし
ても、先ほど来御答弁申し上げているように、ス
ライド制そのものについては好ましい、これはそ
ういうふうにあるべきものだという考えは同じだ
と思っております。ただ、先ほど来申し上げたよ
うに、いろいろの事情で今回は採用し得なかつ
た。しかし、そう遠からぬうちにひとつ検討して
これをとっていきたい、こういう考えであること
も明らかにしたとおりであります。
そこで、いますぐとれぬかということござい
ますが、いろいろそれにつきまして検討いたして
みたいと思います。

○滝井委員 ぜひひとつ権威ある機関をつくつ
て、少なくとも定額部分に関するルールだけを早
く確立する必要がある。そうしてこれをてこにし
て、来年度につきましては国民年金の中にそれを
まず入れてくるということです。これは修正でな
くとも、どうせあなた方はやらなければならぬ運
命に迫られておるわけですから、そこをまずきちん
と地盤を築いたら、今度その翌年か翌々年くらいに
厚生年金の改正を国会に出していく。こういう上
に一つ一つ石を置いて大蔵省を攻め立てていか
ないかと、金を出さなければならぬものが一ぱい
あるのですから、さいぜん私が年金あるいは退職
金類似のものについても総括していろいろ言った
ように、たくさん補助金をとらうとして虎視たん
たんですから、その虎視たんたんの中で科学的、合
理的な石を置いていかないとれないのですよ。
そこで、そういうように持つていくとすれば、
次に問題になるのは、このスライドの原資の調達
を一体どうするかというところが問題になってくる
わけです。ここでスライド制のルールをつくった
ならば、今度そのルールの裏づけをどういう形で
やるかということが問題になるわけですから、このス
ライドに対する原資の確立を一体どう考えておる
か。これはあなたも御存じのとおり、地方公務員
共済法あるいは三公社五現業の共済法等、これら
のもの全部計算してごらんない、何千億円とい
う追加資金を必要としております。これらの長
期の年金は、全部これは自転車操業です。だから
これをもし入れさすれば、おそらく八千億円と
か九千億円とか一兆円の追加資金を必要としま
す。そしてさいぜん私が申し上げたとおり、昭和
十七年とか十九年ころには十円とか百五十円なん
です。私が初めて学校を卒業したときには、昭和
十七年に百三十円の給料をもらったのです。その
とき、労働者は三千人から四千人あったと記憶す
るが、私は医者だったから給料は高かった。その百
三十円の給料は、上から数えてみたら二十五番目
に給料が高かった。百三十円でそのくらいだった
のです。だから当時としては、百三十円というの

は相当の高給です。いまは百三十円といっても、
一回昼めしを食うほどでもないのですから、ものの
数にならぬ。そういう実態ですから、この原資を
いまの物価水準に直して調達するということにな
ると、ばく大な金が必要わけですから、大蔵
省というものは、スライドについてはがんとして
拒否し続ける。そうすると、年金は非常に不安定
なものになってくるわけですから、ここらあ
たりで年金の権威を確立して、他のものに退職金
類似のものをつくったり、そして金がだんだん蓄
積してくると年金的なものに切りかえるような道
をふさぐためには、やはりここを踏み切らなけれ
ばだめなんです。そうすると、年金に対する信
用、魅力というものは、期せずしてわいてくるわ
けです。だから、一体この点に対する原資調達の
方法というものを具体的にどうやるか。これはや
はり構想として、あなた方がわれわれに示してく
れなければ話にならないわけですから、大臣、スライ
ドを実施していく場合の原資調達は、一体どうい
う方針でやっていくつもりなのか。年金法をここ
で出すについては、当然これは検討済みの問題で
なければならぬ。初めての年金の改正じゃないの
です。十七年以来、再三再四にわたって改正され
てきておるわけですから。しかも改正されるたびに同
じ質疑が繰り返されてきておるわけですから、一
万円年金確立のこの機会に、やはり原資調達の具
体的方針を明らかにしておく必要があると思う。
〔井村委員長代理退席、委員長着席〕
○神田国務大臣 ただいまお尋ねのありました原
資調達の問題でございしますが、年金制度を推進し
てまいりますのに一番重大な問題でございします。
また、大事な問題であるわけでございます。われ
われといたしましては、労使分担のほかに適当な
国庫資金の投入を得まして年金の制度を確立した
い、こういう考えであります。そこで、この資金
投入をどういうふうにするかという問題でござい
ますが、せっかく検討を重ねておるというのが現
状でございします。
明ではなかなかたいへんなところがあるので、大
蔵大臣と総理大臣にもう一ぺん来てもらって、こ
こは明らかにしてもらわなければならぬと思い
ます。
委員長、別の機会に、ぜひ大蔵大臣と総理を呼
んでいただきたいと思ひます。
そこで、このスライドの問題で原資調達をやる
場合に、緊急なものは一体何かというところ、さいぜん
から山本さんも触れておりましたが、既裁定の年
金に対する原資の問題です。これは、いま働いて
いる労働者の皆さんが自分のためにやるのなら
ば、いまの保険料を上げるとかその他でやりあい
にやることはできるわけですから、すでに前
に裁定を受けた人のもものは処置のしようがないわ
けです。いまの急激なインフレのもとにおいては
ますますそうです。そこで、恩給法その他におい
ては本年も二割のアップをやりました。そういう
形になりますと、ことしは、いま提案をしており
ますところのこの厚生年金法一部改正は、既裁定
分についても最低五千円という線を引いて改定し
ているわけですから。しかし、それに対する原資は一
体どうなっておるのだというところ、何もないわけ
です。したがって、これはいわば自転車操業になっ
ていくわけですから。いわゆるだれかのものを食っ
ているわけですから。だから、だれかのものは、先に
いったときにはお手あげになるわけですから。そのこ
とは厚生年金だけではなくて、さいぜん御指摘申
し上げましたように、国家公務員共済年金も、三
公社五現業関係の共済年金も、地方公務員の長期
給付もみなお手あげです。それらもばく大な原資の
不足を来たしているわけですから。それを知らぬ顔の
半兵衛をきめ込んでやっています。そこで、まず柱
はやはりこの厚生年金で、一番緊急な既裁定分の
年金をどうするか。これをそのままだんだん食っ
ておればどういふ結果が出るかというところ、年金運
用の原資が減ってくることになる。年金運用の原
資の急激な減少は何を意味するかというところ、いま
かけておる人の将来の年金の改善に支障を来たす

ことになる。したがって、それだけよいに将来掛け金をかけなければならないという悪循環が起こってくる。そこで国家としては、長年の間日本の生産に寄与し、あるいは国家公務員、地方公務員として国の仕事に公僕として奉仕したとするならば、当然既裁定の分については何らかの措置を緊急にせよとせねばならぬ。この問題に対する回答をここで明らかにせよとせねばならぬ。一体これはどうするつもりですか。

○山本(正)政府委員 ただいまおっしゃられましたとおり、既裁定年金の扱いというものは非常に大きな問題でございます。したがって、こういった年金の諸制度につきまして給付の改善をいたします際に、一般的には、給付の改正時点以降に給付改善の部分を通ずるという行き方があるわけでございます。これは、共済制度につきましても、ほかの共済年金制度で改正の時点以降に適用して、既裁定のものについては適用しないという形を現実にとっている例があるわけでございます。ただ、厚生年金の場合に、今回改正をいたします際にどうするかという問題でございます。現在の厚生年金の金額はいかに低い、これはどうしても新しい算定方式を適用して、全面的に改正方式を適用しなければならぬということ、既裁定の年金も同様にベースアップをするという措置を今回講じたわけでございます。これはいまま御意見がございましたように、原資の問題があるわけでございますが、幸か不幸か現在厚生年金の受給者の数が比較的少ないわけでございます。その原資というものがそれほど大きな額でもありませんので、とにかく給付を既裁定のものも一括して引き上げるといふ措置を講じましたが、ただいま御指摘のように、年金の諸制度を通じて、将来ベースアップを行なった場合に追加財源をどうするかという問題は大きな問題でございます。なほ政府として十分検討しなければならぬ問題と考えております。

○滝井委員 一番大事なところにきたのですが、既裁定分については、今度の改正では財源措置を

されていないわけですね。したがって、あなたのいまの答弁では、現在幸か不幸か裁定を受けた人が少ない、だから、これで済むという原資を食いながらやっていくのだ、こうおっしゃる。ところが、四十年以降は急激にすつとふえていくのですから、四十年以降はどういうカーブでふえていくのか、そのふえ方をちょっとみていただきたいと思います。

○山本(正)政府委員 現在老齢年金の受給者の数は、四十年で二十万人と見ております。これは遺族年金、それから障害年金がさらにございまして、全体で五十万くらいでございますが、老齢年金の受給者は、たとえば昭和四十五年では約五十万近く、昭和五十年では九十万人、それから昭和六十年では二百二十万人、七十年では三百七十万人、昭和八十年では六百三十万人、九十年では七百八十八万人というふうになってまいります。そのほか遺族年金と障害年金の受給者並びに通算老齢年金の受給者がございまして、実数としては相当な数になります。

○滝井委員 大臣、いまお聞きのように、昭和四十年以降は日本の人口構造が老人人口が非常にふえる、それから通算年金が入ってくる、遺族、障害が入ってきますから急激に上昇してきます。これはあとで積み立て金運用のときに尋ねますけれども、三兆とか四兆にピーク時にはなります。なりまますけれども、確実に相当の財源を食っていくわけですね。相当な財源を食うだけに運賃の利回りがだんだん低くなっていく、食われるだけ低くなっていくわけですね。そういう点で、どうしてもここでこの既裁定分に対する原資を補給してもらわなければならぬわけですね。現実には年金をかけておる人のスライドの問題と既裁定の分のスライドの問題とは、緊急度が相当違うわけですね。だから、緊急度の激しいものからある程度金を入れておいてもらわぬと、これは先になつて年金の見直しというものが非常にあふなくなる。これは山陽特殊製鋼が倒れたというところじゃないわけですね。すべての年金受給者に大被害を与えることになる。山陽特殊製鋼ならば一部分

ですが、これは全国民に重大な影響を与えるわけですね。そこで、この問題についてはひとつ神田厚生大臣もふんどしを締め直して、大蔵省にやはり要求する必要があるわけですね。その場合に、既裁定のものを額を、一体何を基準にしてどの程度上げていくかというところが、また一つの問題になってくるわけですね。この問題の科学的な腹を固めておかないと、折衝するときにぐらつくわけですね。ここからは、腹はあなた方固めておられますか。今度のはなるほど五千円となった。生活保護と同じようなものです。しかし、これはいつもいつも生活保護と同じならば、それも一つの方法です。いつでも生活保護基準と同じ程度のものであれば、既裁定のものは確保していくのだというならば、それ一つの方法ですね。何か一つ原則をきめておいてもらわないと——今度は最低五千円という線を引き出したのです。しかし、これはいろいろ考えたときにこうなったという答弁だったのですが、それでは困るので、何か右へならえするものが必要になってくるのです。右へならえするものを確立してその原資をきっちり入れさせるという、この二つの問題をはっきりさせる必要がある。

○山本(正)政府委員 スライドの問題というのは、本質的には、いま御指摘のように既裁定年金の扱いが一番切実な問題であるわけでございます。それがスライドの問題の中心になるわけでございます。そこで、それはどういう基準があるかとおっしゃいましたが、先ほど来御議論されておるような実質価値の維持という意味において物価を考へるか、消費支出との引き合いにおいて考へるか、あるいは賃金において考へるかという問題を、原則を確立していかなければならないと考えておるわけでございます。今日既裁定年金はどうかあるべきかという考えを持てるかという点でございますが、これは今後の問題として確立していかなければならない、かように考えておる次第でございます。

○松澤委員長 この際、本会議散会まで休憩いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時十七分開議

○松澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○滝井委員 スライド制の問題について午前中から本会議まで引き続いてやりましたが、大臣の御意見では、スライドにおける原資の調達方針という方は、労使分担のほかに国庫負担を導入するという方針が明らかになったわけですね。大方針が確立をしたけれども、さてその大方針を具体的にどう実現していくかということについて明白でないわけですね。あのネコさえないなければわれわれの生活は安定をする。あのネコがいなければわれわれにはいかぬので、ネコがどこにおるかというわけにはいかぬので、ネコがどこにおるかというわけを一番早く見つける方法は、ネコの首に鈴をつけなければならない。しかし、だれが鈴をつけにいこうかというところで、はたと行き詰まった、こういう状態ですね。労使分担と国庫負担の導入ということまではわかったんだけど、いかなる方途をもって導入をやるかということになると、はたと行き詰まっているわけですね。そこで、これはやはり私が鈴をつけるからネコを連れてきてもらわなければならぬが、これは大蔵大臣が総理大臣ということになるわけですね。そこで、ここらあたりは譲って、今度は国庫負担の導入というものはどの程度のものであるかというところです。法律によりまして、八十条のところを見ると、第一項だけ赤字で書いて、そして一番大事な第一項の一号と二号は黒字なんです。だからこれは改正がないということなんです。一万円年金を実現したけれども、国は一文も出さぬで一万円年金を実現するというのだから、ちょっとおかしいわけですね。やはりこれは他人のふんどしで相撲をとることになる。それではいけなわけですね。国庫負担を導入しますという基本方針は立ったけれども、それを具体的にルールを敷いて導入をしていないというところが問題で

す。そこで、年金局長にお尋ねをしたいのですが、昨年国家公務員の共済法が改正された。このときは一体国庫負担を導入したのですか、しなかったのですか。

○山本(正)政府委員 まず法律の八十条の御指摘の点でございませうけれども、国庫負担を導入してないというところに仰せられました。国庫負担は率を変更いたしてございませう。ただ、年金を引き上げることに伴って原資が増額されるわけでございます。その増額された原資の一五％は従来どおり国庫負担で持つということになるわけでございます。それから、導入してないというふうに御理解願うことは実態にそぐわないんじゃないか、かように思う次第でございませう。率は上げておりません。

それから国家公務員共済の負担は、御承知のように事業主が国でございませうから、被保険者と国との負担割合という形で、従来は国庫負担一〇％相当分と解される部分が事業主負担として、事業主の割合が高くなっていったのでございませうが、昨年の四月末でございませう。法律改正ではなはいはでございませうが、事業主の負担割合が増額されまして、結論的には、従来の労使負担部分に相当するものは千分の八十八の折半であつて、国庫負担と違つておりませうが、私もどもが国庫負担と同じような性格のものであると考えております。事業主負担割合は、従来の全体の費用に対する一〇％が一五％になっております。

○滝井委員 大臣お聞きのように、昨年の四月といふのは、厚生年金法は去年から出しておるわけ、そのときに国庫負担が、結果的には国家公務員共済組合は一〇％から一五％に五％アップしたわけ、向こうさまたち言わせると、厚生年金が一五％だから、低かったから五％上げたんじゃない、こつおっしゃるかもしれない。しかしその場合は、使用者である国は、片やその事業主であり、片や国家、こういう形で二重の性格を持つておるわけ、したがってこれは、いままでそういう意味で低かったわけ、ところが、今度は

五％を上げたといふのは、やはり整理資源その他が相当ベースアップに伴つて要るわけ、起債の程度分もやらなければならぬ。そこでこういう処置をとつておるわけ、今度民間の厚生年金の一部を改正する法律案を提出するときは、なるほど局長が言われるように、給付がアップされた分については最終的には国がそのうちの二割五分見ると、それはわかつております。これは水が上がりから低きに流れるがごとく、自然の姿が見えてないといふことなんです。私が言いたいの、政策といふのは自然の流れだけでは前進がない、積極性がない。その積極性がないといふことなんです。そこで国家公務員に五％上がったならば、当然民間の厚生年金にも五％つけて二〇％にするといふのは、これは最低の願ひであり、労使双方、公益もみんな意見の一致しておるところでしよう。それは一体いかなる理由によつて行なわれなかつたのかといふこと、いかなる理由によつて、一〇万円年金というにしの御旗をお立てになつたのか、なぜ労使のみにそれを負担させ、しかも労使の負担も、あとで触れていきますけれども、十分に一〇万円年金に相当するだけの保険料率ではないわけ、暫定保険料率ですよ。標準保険料率でないわけ、だから暫定的なものにしておるといふことは、ますます将来に向かつて整理資源の不足を拡大することになるわけ、だから負担が多くなることになるわけ、だからこれは、将来の負担を軽くしていくために、どうしても国が出してやらなければならぬと思うのです。それが一体なぜ出さなかつたか、その出さなかつた理由は一体どこにあるかといふことです。これは大臣が御答弁できなければ、大蔵大臣に來てもらわなければならぬと思ひます。

○神田國務大臣 いまの改正にあたりまして、国庫負担をなさなかつた事情はどこにあるか、ことに国家公務員の共済組合が五割増しておるのに、均衡がとれないじゃないか、こういう御趣旨のお尋ねがございました。あけすけに申し上げまして、厚生省といたしましては、やはりこの機会に、率を引き上げて原資を導入したいといふことで折衝いたしたわけ、ございませう。それがいろいろの事情でうまくいかなかつた、こういうこと、ございませう。これは正直な話でございませう。さてこの改正を見送るというわけにもまいらないものですから、ひとつ御審議を願ひ、こういうこと、ございませう。われわれとしては原資の導入といふことを期待しておつたわけ、ございませうが、事志と違つた、こういうわけ、ございませう。

○滝井委員 もろもろと大臣はよく言われるのが、いろいろではあるが、悪いので、やはり問題の本質を究明していくためには、国庫負担が——今こつこつと大規模な、あなた方から言へば、重要な参議院選挙対策のスローガンにもなるわけ、正直に言つて、そういう重要なしきの御旗をお掲げになつたのに、それに対して国庫負担が入つていなくなつた、前進していなくなつたといふことは、画竜点睛を欠くうらみがあるわけ、したがつて、一体どこに隘路があつたかといふことを、この際こつこつと明らかにしておく必要がある。また来年国民年金を改正するときに同じことが行なわれるわけ、そこで一体いかなる理論的な根拠から、いろいろの事情といふことになつたのか。いろいろの事情の中で、二つ、三つくらいは重要なものがあるはずなんです。どういふ理論的な根拠から、国庫負担の前進が行なわれなかつたのかといふことです。これをひとつ明らかにしておいてください。

○山本(正)政府委員 先生も御承知のように、社会保険におきまして、国庫負担の何が適當であるかといふ理論的根拠は、非常にむづかしい問題でございませう。もちろん社会保障という観点から、私もどもは制度の前進をはからなければならぬ、私どもは、そういう観点から、国庫負担といふことにつきましても改善していくという希望を強く持つておりましたけれども、国庫負担についてはこうしなければならぬといふ理論的な根拠のある問題でございませう。政策の問題として、や

はり諸般の情勢から、国庫負担の率の引き上げには至らなかつたといふことでございませう。

○滝井委員 社会保険に對してどの程度の国庫負担をすべきかといふ理論的な根拠といふものは、なかなかむづかしいのです。しかし、国庫負担については、社会保険の全体系のバランスから考えて、たとえば国民健康保険は二割五分の定率をやつておる。しかし健康保険には予算補助は何もないんだ、厚生年金は三分の一を四分の一に、財政事情がよかつたといふので減らしてきた。別にそれは理論的な根拠はないわけ、ないけれども、この際一〇万円年金といふ、こういう大規模な前進をあなた方が言うとおりにやろうとすれば、それを全部労使だけで持たせるといふことは、将来の年金の展望からいつても非常に行き詰まりが出てきやすいわけ、やはり国も今度の一〇万円年金の実現にあつたのは、将来の展望を考へてこれは一割五分を二割にしたんだ、こつこつとこれにすれば、これはすいぶん入るにやつて、前進しやすくなつて、年金に對する信用と魅力も高まることになつて、やういふこと、ところがそれも国がやらないといへば、幾ら神田さんがこつこつと百万円、おれは老後を保障するものは国民年金と厚生年金の二本立てでやるのだと力まれても、それは絵にかいたもちになる。笛吹けども国民は踊らぬことになつた。やはり神田さんの音色のいい笛に國民が踊るためには、そこに一割五分か二割になりませうといふ、その音色が出てこぬと踊りにくいのです。こつこつと一割五分、肝心なところ、ところが抜けているのです。しかもすべての関係者が、国庫負担を増額すべきである、少なくとも二割はしなければならぬと云つておる。最低の線は二割だ、こつこつとやつておるわけ、さういふ。その意見の一致を見ているところができないといふことになれば、どこに一体ネックがあるかといふことを、もう少し明らかにしてもらわなければいかぬと思ひます。たとえば財政上の理由でこつこつはできませんでしたらできません、大蔵省の抵抗

は、やはりこの機会に、率を引き上げて原資を導入したいといふことで折衝いたしたわけ、ございませう。それがいろいろの事情でうまくいかなかつた、こういうこと、ございませう。これは正直な話でございませう。さてこの改正を見送るというわけにもまいらないものですから、ひとつ御審議を願ひ、こういうこと、ございませう。われわれとしては原資の導入といふことを期待しておつたわけ、ございませうが、事志と違つた、こういうわけ、ございませう。

○山本(正)政府委員 先生も御承知のように、社会保険におきまして、国庫負担の何が適當であるかといふ理論的根拠は、非常にむづかしい問題でございませう。もちろん社会保障という観点から、私もどもは制度の前進をはからなければならぬ、私どもは、そういう観点から、国庫負担といふことにつきましても改善していくという希望を強く持つておりましたけれども、国庫負担についてはこうしなければならぬといふ理論的な根拠のある問題でございませう。政策の問題として、や

が非常に強くてどうにもならなかったというのなら、これは大蔵大臣に来てもらって、もう一度やらなければならぬことになる。あるいは法律を修正してやらなければならぬことになる。これは法律を修正しても予算には影響がないわけですから、いま金があるのですから、あるやつから払っておけばいいのです。ただ問題は、年金の基礎を確立するためには、やはりそこに五割といふものが入ってきまして、労使関係その他のネックになっている問題の解決が非常にしやすくなつてくるわけですから、そういう意味では潤滑油の役割を演ずるのです。潤滑油があるというところはモーターも足軽く回ることになるので、そういう意味でもう少し具体的に隘路を言ってくれませんか。たとえば大蔵省が強かつたら強かつたでいいです。いかなる財政上の理由で大蔵省はこの年金に熱意を向けなかったのか、あとで尋ねますから、ひとつもうちょっと詳しく言ってみてください。

○山本(正)政府委員 年金の大幅改正に伴います、やはり負担の問題というところは大きな問題でございます。現実には負担も増額されるという形になりますので、国庫負担の率も引き上げたいというところは、厚生省としては希望いたしておりました。先ほど来御議論がございましたように、国庫負担につきましても、やはり一律の国庫負担の問題と、それから既裁定の年金のベースアップに伴ういわゆる整理資源問題という二つの面におきまして、厚生省としては一つの考えを持ちまして政府内部の折衝に入つたのでございませうけれども、諸般の情勢と申しますのは、個々の問題というところでなしに、整理資源の問題等も将来結論を出すべき問題であつて、簡単に結論は出ないという問題ともからみまして今回は見送られた。将来さらに検討をして前進していきたいというところで、現状どおりの国庫負担率による法案を提出した次第でございます。

○滝井委員 既裁定分やベースアップ分については、厚生省としてはその分だけできるだけ国庫負担をやりたいと思つたのだが、諸般の事情、刀折れ矢尽きて引き下がらざるを得なかつたというところのようでございます。まあそういうことであればやむを得ないこともありませんけれども、やはりあなたの言われるように、ベースアップ分や既裁定分は今度一万円年金になるにつれて料率が上がるわけですから、そうすると、零細な中小企業の労働者もおり、あるいはその事業主もおられるわけですから、そういう者のこともやはり考えて、国庫負担というものは当然やるべきことなんです。これはいすれ与党さんとも話し合ひをさしていただかなければならぬので、その分については保留をしておきます。もう少し大蔵省に真意をただしたいと思ひます。

もう一つ、あれだけ問題になつた石炭産業の第三種の被保険者ですね。これについても、見ると黒字で変わつていないわけですね。これは有沢調査団の答申の中にも、石炭産業については特別の年金をやはり考えてもらわなければならぬ、こういうことなんです。そうしますと、特別の年金を考へるまでは、少なくとも石炭産業のいわゆる坑内夫については、百分の二十の国庫負担でなく、こゝろくらはやはり二十五か三十くらいに上げておかなければいかぬです。これはやる上において絶好のチャンスですよ。それもやられていないのです。だから、その政策が非常に緊急で重大な状態にあるにかかわらず、その緊急性と重大性というものが繰り込まれていないということなんです。こういう点は何か折衝が行なわれませんか。

○山本(正)政府委員 御承知のように、石炭の坑内夫につきましては、保険数理計算も一応別ワケといたしまして、国庫負担も一般と違つて二割といふことになっておるわけでございますが、有沢調査団の報告によりますと、一つは、現在予定されておる厚生年金保険法の改正の措置のほかに、別途炭鉱労働者に対する特別の年金制度についてすみやかに検討する、かように相なつておりまして、この答申をいただきましたから、私どももいたしましては、さしあたり国会提案中の厚生年金法の改正を希望するとともに、なおそのほかにもういった措置が講ぜられてしかるべきであるかというところにつきまして、関係各省で懇談会を設けまして、そしてこの答申の趣旨をどう生かしていふかというところを検討いたしておる段階でございます。こゝろくらは特別の年金制度というものを考へるといたしますと、国庫負担等とからんでどういった問題を考えていくかということに相なるわけでございます。この有沢調査団の答申の問題は今後問題として検討を十分続けていきたい、かように考えております。

○滝井委員 今後今後と言つておると、年金局長は出世して年金局長でなくなつてしまふわけですから、だからこういう問題は、恒久的な政策の面と、氣息えんえん、いま息がとだえようとしておる炭鉱なんですから、緊急にとる政策と、二つの政策が並行していかなければいかぬと思つたので、そこで、こういう千載一遇、五年に一回の改正期にあつたのは、とりあえず二十は三十にしておきましよう、これでまず一つ大蔵省からとておきましよう。その上で恒久的なものはどうしましよう、そうすると、大蔵省も三十出しておるのだから、恒久的なものもやらなければいけません。それである、それで三十でやることになる。それでやつていて恒久的なものはまたそのときに手直ししてやる、こういうふうに関係を入れずにはやんと一本とらなければいかぬ。向こうからお前さんと、これは役に立たぬですよ。どうもこういう点の政策上の気合いがかかつていないんです。この前から炭鉱の厚生年金のことはもう五回くらい陳情をして、再三再四言つておるのだけれども、まだいまだ検討します、検討しますでは、どうも話にならぬわけですから、やれる機会をつかんだら、やはりそのときすぐにやつておつてもらわなければ…… スライドと国庫負担、一応これで終りました。

次は、保険料率です。今度の改正で第一種の被保険者を中心に議論をしていきますと、千分の三十五が千分の五十八になつたわけですから、この保険料は、数理計算上からとこれだけ納めたならば、必ず一万円年金がもらえらるという計算に立つたものではないわけですね。これでは一万円年金には足らぬわけですから、したがって、足らぬ部分だけは、支払いをするときには原資を食ふことになるわけですから、だから、これは一万円年金になるような率に直していかなければならぬことになる。一体、一万円年金にするためには、率は幾らになるのですか。

○山本(正)政府委員 今回の一万円年金案の構想によりまして、改正の時点から所要の原資を完全積み立て方式で取るといういたしますと、一般男子の場合でございますが、千分の七十五ということになります。

（委員長退席、井村委員長代理着席）
そこで、現在は暫定料率で千分の五十八——これは原案は千分の六十でございまして、が、社会保険審議会の答申をいただきましたから、手直しいたしまして千分の五十八にいたしまして、そして今後これを段階的に引き上げていくということになっております。これは実は審議会に諮問しました原案におきましては、五年ごとに千分の五つづつ引き上げていくということを明記してありましたが、これも審議会の御答申で、明記するのは適當でないといふことになりまして、段階的に引き上げていくというふうな原案を直しまして御提案申し上げて、最終的には千分の百九になつて、そして横ばいになるという計算に相なります。

○滝井委員 千分の五十八を千分の百九まで引き上げなければならぬとすると、今度上げたものの二倍に上げなければならぬことになるわけですから、千分の七十五にしななければならぬものを千分の五十八に区切つたわけですから、そのために、一体一年にどの程度の原資の損失になつて

くるわけですか。入るべき金が入らぬことになるわけですか。十七だけ入らないですね。この十七の入らない額というのは、一年でどの程度になりますか。

○山本(正)政府委員 いま正確な計算はいたしてありませんけれども、千分の七十五と千分の五十八の差額でございまして、保険料といたしまして年間千億ないし千二百億ぐらいになるかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、千分の七十五取るところを千分の五十八しか取らなかつた、すなわち十七だけ取らなかつたわけですか。それが千億ないし千二百億だ。そうすると、一年にそれだけで

しょう、五年すれば五千億になるわけですか。したがって、これは五年ごとに、条文ではもと千分の五ずつ上げることになっておたけれども、五上げたつてなお追いつかぬわけですか。六百億か七百億は不足しているわけですか。したがって、これに複利で利がついていきますから、ばく大な額の不足になってくるわけですか。当然この分について、私は全部国が見よとは言いません、しかし、その分の五ぐらいずつでも国が見てくれれば、これは先になつて非常にやりやすくなるわけですか。

いますぐの医療の問題ならば、六百億や七百億の赤字があつたつて、これは何とかごまかしがつくんですよ。ところが、こういう長期の二十年、三十年先に勝負をしなければならぬものというものは、そのときそのときでできるだけの勝負をしてやつていかないと、先になつてからもう間に合わない。それは深山幽谷から発するせせらぎに、左岸と右岸とを差し伸べれば手が届くやうなものですよ。しかし、それが野を越え山を越えて大洋に注ぐときになると、もう左岸と右岸は手が届かぬ、呼べども向こうに手が届かぬというのと同じですよ。年金というものはそういう形ですよ。

だから、この年金の暫定利率を用いたならば、やはり国が幾ぶんそこに補てんする措置をとつておられなければ、これはね返りがだれにくるか、その被保険者自身に全部返ってくるのです。これは被

保険者のものなんです。だから政府と事業主は、それはどうなつたつてかまわない、自分のことではなくなるのだから。原資がないものを、しようがないと言へばそれまでかもしません。しかし、労働者は泣いても泣き切れない。一万円ももらえて思つておつたときに、原資がなくなつて一万円もなくなつたつたというこゝろになれば、たいへんなことなんです。だから、こういう点については、百億とか二百億とか、百億円台の金ではないのです。勝負は五千億、六千億のものなんです。

だからこゝろの点については、もう少し厚生大臣がなつて、しっかりとやらなければいかぬと思うのです。そうしますと、いまのような保険料の積み立て方式でずっとやつていくと、しかも暫定利率でいつて平準利率を用いてこないと、いふことになる、これは先になつたつたたいへんなことになるのですが、あなたの方としては、長期の展望に立つ場合に、いまの積み立て方式でずっとやつてかまわぬのかどうかということですか。そこにとつてえは修正賦課方式をとるか、将来の展望として何か新しい手を打つ考えがあるのかないのかというこゝろです。

○山本(正)政府委員 先ほど申しましたように、千分の七十五という利率を千分の五十八で満足いたしまして、かりに五年ごとに千分の五ずつ上げていくとしたら、これはいまの計算によりまして昭和九十五年から千分の百九になる、こういう計算に相なります。したがって、数理計算といいたしましては収支が合うようになつておるわけでございます。五年ごとの再計算と申しますのは、先生も御承知のように、五年間における基礎率の変動というものがあつたわけでございますから、それはプラスの面もあればマイナスの面もある。そういったものの要素を算定して、また昭和四十年度の基準における、現在の給付における千分の七十五という計算がどうなるかということ算定するわけでございます。またそのときに制度を改善

いたしますれば、その際における所要の保険料率というものが出てくるわけでございます。そこで、いま先生御指摘のように、そういう積み立て方式といふことでいくとしても、やはり賦課式といふ方式が考えられないかというやうな御意見かと存じます。これは諸外国の例を見ましても、現在賦課式の国が相当あるわけでございますが、これは制度がもう成熟期に達しておる国々でございます。大体人口の一割程度は老齢年金の受給者であるといふ段階に達しておる国々におきましては、賦課式で毎年の所要の保険料を徴収しているという形に相なつております。

それでは、わが国の制度において将来それがどうなるか、またどう考えるべきかという点が疑問として出てくるわけでございますが、現在のやうに受給者がまだ非常に少ない、先ほどお話がございましたように、今後は、制度ができてまいり十数年たちますので急速に受給者がふえてまいりますが、現在の計算におきまして被保険者数を一定いたしまして算定いたしますと、一番ピーク時に達するのは、老齢年金の受給者が七百数十万人に達する時代が来るわけでございます。その際におきましては、老齢年金、遺族年金、障害年金、さらに通算老齢年金を含めまして、この一万円年金という構想で年間の年金支出額が三兆に達する、こういう計算に相なるわけでございます。そして、どういつた成熟期に達する時期に近づいたとく、どういつた方式をとるかという問題は出てくるかと存じます。現在の段階におきましては、現在の受給者を相手に賦課式を考えると非常に少ない利率で済むのだが、将来の場合に、その当時の労使というものが非常に大きな負担となるというこゝろがありまして、当分の間は、今日の方式を続けいくのが適當であるというやうな考え方に立っております。

○滝井委員 その点は、私も、昭和九十年になつたときに七百八十万、いまの千分の百九、すなわち昭和九十五年くらいになると八百八十万ちよつとこえる数だと思ひます。そのときになると、あなた

の言うやうに、三兆とか三兆ちよつとこえる給付を出すことになるでしよう。私が言いたいののは、それまで、いまのあなたの御答弁では、積み立て方式をずっとやつていくんだ。そうすると、それまでにいまのような保険料率の状態では、日本の大衆というものは非常に貧しいのですから、いまの料率以上に飛躍的に上げることはほとんど不可能だと思ひます。だからこそ、今度だつて暫定料率の五十八になつてからと思ひます。そうしますと、穴が非常にあいてくるわけですか。そうして、いま日本の老齢人口が、諸外国と同じやうに、いま六十五歳以上が九千八百万の中で六百万台です。しかし、これはやがて一割にはすぐなるのです。その時期になつたときに、やはり百万とか百五十万くらいの老齢給付を出さなければならぬと思ひます。しかしそのとき、いまから十年、十五年後になります。それは物価が非常に上がつてくるわけですか。そうして保険料率でまかなう額よりか、給付額を上げないと食つていけないのです。それは過去の状態を見て、歴史は繰り返す。人生はらせん状のごとくやはり回つていくとすれば、いまから十年前の昭和二十九年くらいを見ても、標準報酬が三千万から一万八千円に上つた。そうすると、今度は、十年たつたいまは七千万から六千万でしよう。最低は二倍くらいに上つたわけですか。三億ちよつとになるわけですか。そうしますと、この一万円年金というものは、十年か十五年しますと二万円か二万五千円年金になるわけですか。そうしてそういう掛け金をかけたものは、たとえば昭和十七年に厚生年金ができたときに最低十円でしよう、十円から百五十円かけた人が、いま一万円年金の最低五千円をもらうことになるわけですか。それと同じ状態が出るのです。だから原資の食い方が非常に激しくなるわけですか。いまの計算でいけば、ピーク時には三兆とか四兆の金がたまるという計算になっているけれども、しかし、これは年金を急激に上げなければ生活ができないのですから、食い方が激しく

の言うやうに、三兆とか三兆ちよつとこえる給付を出すことになるでしよう。私が言いたいののは、それまで、いまのあなたの御答弁では、積み立て方式をずっとやつていくんだ。そうすると、それまでにいまのような保険料率の状態では、日本の大衆というものは非常に貧しいのですから、いまの料率以上に飛躍的に上げることはほとんど不可能だと思ひます。だからこそ、今度だつて暫定料率の五十八になつてからと思ひます。そうしますと、穴が非常にあいてくるわけですか。そうして、いま日本の老齢人口が、諸外国と同じやうに、いま六十五歳以上が九千八百万の中で六百万台です。しかし、これはやがて一割にはすぐなるのです。その時期になつたときに、やはり百万とか百五十万くらいの老齢給付を出さなければならぬと思ひます。しかしそのとき、いまから十年、十五年後になります。それは物価が非常に上がつてくるわけですか。そうして保険料率でまかなう額よりか、給付額を上げないと食つていけないのです。それは過去の状態を見て、歴史は繰り返す。人生はらせん状のごとくやはり回つていくとすれば、いまから十年前の昭和二十九年くらいを見ても、標準報酬が三千万から一万八千円に上つた。そうすると、今度は、十年たつたいまは七千万から六千万でしよう。最低は二倍くらいに上つたわけですか。三億ちよつとになるわけですか。そうしますと、この一万円年金というものは、十年か十五年しますと二万円か二万五千円年金になるわけですか。そうしてそういう掛け金をかけたものは、たとえば昭和十七年に厚生年金ができたときに最低十円でしよう、十円から百五十円かけた人が、いま一万円年金の最低五千円をもらうことになるわけですか。それと同じ状態が出るのです。だから原資の食い方が非常に激しくなるわけですか。いまの計算でいけば、ピーク時には三兆とか四兆の金がたまるという計算になっているけれども、しかし、これは年金を急激に上げなければ生活ができないのですから、食い方が激しく

の言うやうに、三兆とか三兆ちよつとこえる給付を出すことになるでしよう。私が言いたいののは、それまで、いまのあなたの御答弁では、積み立て方式をずっとやつていくんだ。そうすると、それまでにいまのような保険料率の状態では、日本の大衆というものは非常に貧しいのですから、いまの料率以上に飛躍的に上げることはほとんど不可能だと思ひます。だからこそ、今度だつて暫定料率の五十八になつてからと思ひます。そうしますと、穴が非常にあいてくるわけですか。そうして、いま日本の老齢人口が、諸外国と同じやうに、いま六十五歳以上が九千八百万の中で六百万台です。しかし、これはやがて一割にはすぐなるのです。その時期になつたときに、やはり百万とか百五十万くらいの老齢給付を出さなければならぬと思ひます。しかしそのとき、いまから十年、十五年後になります。それは物価が非常に上がつてくるわけですか。そうして保険料率でまかなう額よりか、給付額を上げないと食つていけないのです。それは過去の状態を見て、歴史は繰り返す。人生はらせん状のごとくやはり回つていくとすれば、いまから十年前の昭和二十九年くらいを見ても、標準報酬が三千万から一万八千円に上つた。そうすると、今度は、十年たつたいまは七千万から六千万でしよう。最低は二倍くらいに上つたわけですか。三億ちよつとになるわけですか。そうしますと、この一万円年金というものは、十年か十五年しますと二万円か二万五千円年金になるわけですか。そうしてそういう掛け金をかけたものは、たとえば昭和十七年に厚生年金ができたときに最低十円でしよう、十円から百五十円かけた人が、いま一万円年金の最低五千円をもらうことになるわけですか。それと同じ状態が出るのです。だから原資の食い方が非常に激しくなるわけですか。いまの計算でいけば、ピーク時には三兆とか四兆の金がたまるという計算になっているけれども、しかし、これは年金を急激に上げなければ生活ができないのですから、食い方が激しく

の言うやうに、三兆とか三兆ちよつとこえる給付を出すことになるでしよう。私が言いたいののは、それまで、いまのあなたの御答弁では、積み立て方式をずっとやつていくんだ。そうすると、それまでにいまのような保険料率の状態では、日本の大衆というものは非常に貧しいのですから、いまの料率以上に飛躍的に上げることはほとんど不可能だと思ひます。だからこそ、今度だつて暫定料率の五十八になつてからと思ひます。そうしますと、穴が非常にあいてくるわけですか。そうして、いま日本の老齢人口が、諸外国と同じやうに、いま六十五歳以上が九千八百万の中で六百万台です。しかし、これはやがて一割にはすぐなるのです。その時期になつたときに、やはり百万とか百五十万くらいの老齢給付を出さなければならぬと思ひます。しかしそのとき、いまから十年、十五年後になります。それは物価が非常に上がつてくるわけですか。そうして保険料率でまかなう額よりか、給付額を上げないと食つていけないのです。それは過去の状態を見て、歴史は繰り返す。人生はらせん状のごとくやはり回つていくとすれば、いまから十年前の昭和二十九年くらいを見ても、標準報酬が三千万から一万八千円に上つた。そうすると、今度は、十年たつたいまは七千万から六千万でしよう。最低は二倍くらいに上つたわけですか。三億ちよつとになるわけですか。そうしますと、この一万円年金というものは、十年か十五年しますと二万円か二万五千円年金になるわけですか。そうしてそういう掛け金をかけたものは、たとえば昭和十七年に厚生年金ができたときに最低十円でしよう、十円から百五十円かけた人が、いま一万円年金の最低五千円をもらうことになるわけですか。それと同じ状態が出るのです。だから原資の食い方が非常に激しくなるわけですか。いまの計算でいけば、ピーク時には三兆とか四兆の金がたまるという計算になっているけれども、しかし、これは年金を急激に上げなければ生活ができないのですから、食い方が激しく

の言うやうに、三兆とか三兆ちよつとこえる給付を出すことになるでしよう。私が言いたいののは、それまで、いまのあなたの御答弁では、積み立て方式をずっとやつていくんだ。そうすると、それまでにいまのような保険料率の状態では、日本の大衆というものは非常に貧しいのですから、いまの料率以上に飛躍的に上げることはほとんど不可能だと思ひます。だからこそ、今度だつて暫定料率の五十八になつてからと思ひます。そうしますと、穴が非常にあいてくるわけですか。そうして、いま日本の老齢人口が、諸外国と同じやうに、いま六十五歳以上が九千八百万の中で六百万台です。しかし、これはやがて一割にはすぐなるのです。その時期になつたときに、やはり百万とか百五十万くらいの老齢給付を出さなければならぬと思ひます。しかしそのとき、いまから十年、十五年後になります。それは物価が非常に上がつてくるわけですか。そうして保険料率でまかなう額よりか、給付額を上げないと食つていけないのです。それは過去の状態を見て、歴史は繰り返す。人生はらせん状のごとくやはり回つていくとすれば、いまから十年前の昭和二十九年くらいを見ても、標準報酬が三千万から一万八千円に上つた。そうすると、今度は、十年たつたいまは七千万から六千万でしよう。最低は二倍くらいに上つたわけですか。三億ちよつとになるわけですか。そうしますと、この一万円年金というものは、十年か十五年しますと二万円か二万五千円年金になるわけですか。そうしてそういう掛け金をかけたものは、たとえば昭和十七年に厚生年金ができたときに最低十円でしよう、十円から百五十円かけた人が、いま一万円年金の最低五千円をもらうことになるわけですか。それと同じ状態が出るのです。だから原資の食い方が非常に激しくなるわけですか。いまの計算でいけば、ピーク時には三兆とか四兆の金がたまるという計算になっているけれども、しかし、これは年金を急激に上げなければ生活ができないのですから、食い方が激しく

なっているから、ピーク時の三兆か四兆にならなくなってしまうのです。問題はここなんです。そうして非常に不安定な年金になりますから、積み立て方式でなくて、いま何か積み立て方式から幾ぶん傾斜した、賦課方式そのものにならなくたって、賦課方式の側に幾ぶん傾斜したような方式を考えておく必要があるんじゃないかという感じがするのです。労働者の負担が暫定料率じゃないか、そんな少ない額しか出しておらずに、国庫負担をふやせとは何事だと、必ず田中大蔵大臣は言いますよ。だから、やはりある程度国庫負担させるためには、われわれも幾ぶん負担してよろしいという形が出てこなければいかぬと思うのです。その場合労働折半でやるかどうかというところは、なおこの次の議論になるわけですが、そこらあたりを、一休いまのままですと、あなたが積み立て方式でよろしい、いま言った九十五年までは変えないという御答弁だったけれども、それでいい、だいたいよとという太鼓判を押してもらえば、そしてそのあと大蔵大臣がよろしい、その段階になって何か問題が起これば、わしのほうが全部しりぬぐいをしますという事になれば、またこれで私も安心して引き下がりますよ。しかしそうでなくて、いままでのようにけちくさくて、一割が一割五分の国庫負担しか入れなくて、そしてだいたいよと云ったって納得ができないわけですよ。

うものは、その当時の負担から比べて過重なものではない、かように判断したように、今後物価が上がるんじゃないか、いろいろな要素というものが変動してまいります。ただ保険数理の計算といたしましては、さような要素というものは動態的に把握いたしていいわけではございません、その意味におきまして五年ごとの再計算というのが意味があるのをごいまして、五年間の経緯をたどったその過程における物価の上昇、賃金の上昇、それから年齢構成の変化といったようなものが、五年ごとの再計算にはね返ってくるわけではございません。五年ごとに年金をどうするかと考へまして、そうしてその際に将来の見通しというものを立てるわけではございませんから、途中で原資が足りなくなつてどうこうなることではないことはあり得ない、かように考える次第でございます。

○滝井委員 それはいま一挙にみんなが六十五歳になるわけじゃないので、今日の紅顔の美少年も明日は白髪の人になるのは人生のなりわしで、徐々になつていくわけだ。だから一挙にならないうので、退職金と違つた一挙に退職金をくれない、これはわからねえわけですよ。わからねえわけですけれども、保険経済の内容というものは、だんだん脆弱になることは確実なんです。そうして脆弱になるというところは、給付の改革、いわゆる給付の前進に非常にブレーキになることも明らかなんです。そういう点を心配するわけなんです。今後これを脆弱ではよくないかならぬのに、財政基盤が脆弱ではよくないかならぬ。私は最近、過去の保険料率の動きを見て一つ心配をします。いまあなたが御指摘になつたように、それは昭和十七年の戦争のころは千分の六十四だった。そして戦争たけなわのころ、終戦のまぎわになりますと千分の百十になつておるのです。そうして戦争が終わつたとたん千分の三十に下がつておつたわけですよ。三十に下つたわけでは、三十五年の五月まで三十だったのです。ところが安保が改定される、いわゆる再軍備政策が強化されるにつれて、だんだん料率を上げ始めておるわけです。今度は五十八でしょう。そうしてまた、これは岸さんじゃないけれども、軍備調達に持つていくんじゃないかなという疑いがかかってくるのです。そうしていまのうちに料率をうんと上げて取つておいて、これを財政投融資とか軍備調達に回す、それは三矢研究その他が出てくるのですから。ベトナムについても北伐を支持しておるのだから。そうしてこの数字は案外真実を語るのです。国はあまり金を入れない。国が金を入れてくれればそういう疑いを起さぬ。国は金を入れなくて、労働者のふところから余分な金を吸い上げてしまつて、そうしてこれを軍備調達に持つていくという、そういうふうにおいでして。だからこういう疑いを私に起こさせまいと思へば、国の負担を入れなければいけません。どうも歴史的な経過を見るとそういう感じがする。昔は、いま言ったように昭和十七年のときには、こんなものは二十年先のことで、うんと労働者から巻き上げよといつて、これは一種の強制貯蓄です。強制貯蓄の形で全部軍備に持つていって、インフレにさせてしまつて、厚生年金の価値をゼロに近いものにしてしまつたのです。そうしてまた立て直しを始めた。初めは安い保険料で、おまえたちの、はるかかなた二十年後を保障するぞといつて夢を与えておいて、そうかそうかと一生懸命かけて、そうして金が集まると、これは二割五分の還元融資でこまかしながら、初め二割五分やると言つておつただけけれども、近ごろでは二割五分を一つも上げない。これはまたあとで触れますけれども、そうしてその金を集めておいて、だんだん世の中が騒然となつてくる、煙硝のにおいもし始め、軍靴の音も耳を打ち始めるというところになると、今度はこれをまた上げていく。これは、一ぺんわれわれはそうして経験を持つておるから、疑わざるを得ないのです。これが国庫負担をうんと入れてくれると、なるほど国は社会保障をほんとうにやるのかという気持ち

になるけれども、やつていないのです。そうして歴史的な経過を見ると、いま言ったように戦争中は高い率、そうしてずっと戦後は三十ぐらゐにしておつて、だんだんまた上げていくという、こういう軍費調達のおいひが非常にしてくるわけですよ。それに何か言いわけがあれば、ひとつ言いわけをしておいてもらいたい。

○神田国務大臣 どうもただいま滝井委員から、私どもの想像もつかないようなことをお聞きいたしました。驚いたわけではございませんが、御承知のように、この厚生年金の改正をしようというのはいくつ年からの動きでございまして、昨年の通常国会に御審議をお願いしたわけなんです。今日とだいぶ違つて、まだベトナム問題もそういう情勢になつていないことはもう御承知のとおりでございまして、労働者の老後の生活を保障しよう、福祉を増そう、こういうことで、厚生年金本来のねらいをそのまま忠実に守り抜こうということで改正を志したわけではございません。そこで、御承知のとおり、昨年の通常国会でこれが流れたものでございまして、ことしの通常国会になお再検討して出すのも一つの方法だと考えたわけではございませんが、それをやっておりますこの通常国会に提案することがむずかしいのじゃなからうか、それよりも、一応昨年の通常国会で御審議を願つたのですから、そのまま提案をいたしまして、そうしてこの国会の場で御審議を願つて、修正の問題も込めて大いにひとつ御審議を願つて、そうして現下における最良な厚生年金法の改正をお願いしたい、こういう趣旨でございまして、いろいろいまお述べになりましたことはどうも私も全然そのういふ意図がないことをはつきり申し上げまして、滝井委員もどうか誤解のないようにひとつ御了承を願いたい、こういうふうに思っています。

○滝井委員 実は私は、厚生年金の保険料率の推移を見てそういう感じがしたから言うわけですよ。だから、推移がそういう形になつていっていることと、そこで、これは将来、昭和九十五年までには百

九に上げなければならぬけれども、それは一万円年金を基礎にすることでしょう。そうすると、これが五年ごとに改定をしていくことになって、そうして一万円が一万五千円になる。というのは、御承知のとおり、生活保護が、四人家族で東京で一万八千八百円になったわけですね。さいぜん私が指摘を申し上げましたとおり、一万八千八百円で生活をしてる家族はほとんどないのです。みんな何か——こんなことを言っちゃなんですけれども、ケースワーカーなり民生委員なりの目を盗んで、何らかの収入を入手して栄養失調を免れているわけです。われわれが調査したところでは、それで食っていらっしゃる方はたった一人、六十歳のおじいちゃん、しかも身体検査をしてみたら栄養失調で全身浮腫、全身むくんでしまつて生けるしかばねの状態だった、労働できる状態じゃなかったというのを言っておるのです。そういう状態なんですよ。そこで、いづれにしても今後料率を上げなければならぬことは確実です。いまのままでもいい、千分の七十五にしなればならぬわけですから……。それでその場合に、いまの労使折半の原則というものを貫き通すことは、やはり問題があるんじゃないか。これは御存じのとおり、使用者側が出しても経費で落とすことにもなるわけですよ。だから自分の腹は痛まぬことになる、経費で落とすくれるのですから。だからこの際、折半方式がある程度緩和する必要があるんじゃないか。そうしてこの暫定料率を平準の保険料率に徐々に近づけていくということが必要じゃないかと思うのです。それについて、一体あなた方はどういう見解をお持ちか。

○山本(正)政府委員 保険料率の負担割合という問題でございますが、これは社会保障を考えます際におきましては、労使と国庫というものを含めまして、公的なものを含めましてどういった負担割合が一番望ましいかというふうなことになるかと存じます。それで、具体的な問題として労使の負担割合の問題でございますが、これは確かに、事業主が出す場合におきましては、経費としての

法人税の関係がございますし、それから被保険者が出します場合には所得税における保険料控除という問題があるわけでございます。そこで、労使の負担割合というものにつきましては、現実問題といたしましては、やはり制度の歴史的な経過といたしまして、非常に重要な意味を持ってきたというところが非常に重要な意味を持ってきたというわけでございます。当初制度出発のときからどういった形でなければならぬということなしに、やはり当初出発当時において労使折半という原則に基づいて制度ができてきた、備わってきたという歴史的経過が非常に重要でございます。政策としてそういった折半の負担のほうがいいか、あるいはまた負担割合を変えようかという問題、これはまた負担割合をどう変えるかという問題、あるいはまた経済情勢の発展の度合いとか、いろいろな関連におきまして歴史的に出てくるものじゃないか、かように考えておる次第でございます。いま、今日のところ従来の歴史的経過、二十数年もたちました期間ずっと続けた労使折半原則というものを、いまここで法律的に改めていくということとはむずかしい事情にある、かように考える次第でございます。

○滝井委員 御存じのとおり、今度は、あなたはむずかしいとおっしゃるけれども、企業年金になつた場合に、企業年金、税制適格年金とそれから報酬比例部分とを連結する場合、報酬比例部分が税制適格年金へ肩がわりされる場合には、これは労働者が出していない場合だつて多いのです。そうしますと折半の原則はくずれてしまふ。○山本(正)政府委員 企業年金との調整の問題でございますが、調整年金の調整部分、いわゆる政府の報酬比例の代行にプラスアルファのついた企業年金で一定の条件のものを認可するということがなつておりまして、その場合において、プラスアルファ部分の負担割合というものは労使の協議によつていかようにもきめてよろしい。しかし、政府相当部分についてはやはり労使折半の原則を貫いております。

それは折半の原則をくずさなければつくれぬことだ、こう言つて事業主が労働協約で約束したらいいのでしよう。

○山本(正)政府委員 政府管掌の報酬比例の代行部分については、労使折半ということにいたしております。

○滝井委員 だから、労働協約でそういうことをきめたら、折半でなくてもいいでしょうということとです。その基金は、金さえきちんと出せば問題ないでしよう。

○山本(正)政府委員 保険料の納入義務は事業主でございます。事業主から算定された保険料が納付されるわけでございます。そうして政府管掌につきましても、それが労使折半ということになつております。実際問題としてどうしているかという問題は別として、法律上は、政府管掌においては、また今回代行を認めます代行部分、報酬比例相当部分については労使折半ということにいたしております。

○滝井委員 それは法律の条文でいへばどこになりますか。赤と黒で書いてあるところのページで言つて下さい。

○山本(正)政府委員 一四五ページの第三百三十九条でございます。法律の条文を読みますと、「加入員及び加入員を使用する設立事業所の事業主は、それぞれ掛金の半額を負担する。」かようになつております。それから第二項で、「基金は、前項の規定にかかわらず、政令で定める範囲内において、規約の定めるところにより、設立事業所の事業主の負担すべき掛金の額の負担の割合を増加することができる。」かように相なつておりました。プラスアルファ分については、これは労使の協約によつていかような負担割合でもよろしい、こういう趣旨でございます。

○滝井委員 「基金は」というところの二項です。これは私の質問の中に、逐条のときに入つておいたのですが、二項はプラスアルファ分とは読めないでしよう。労働協約で折半の原則をくずしたらそれでよろしいということでしょう。私は

そう読んできたのです。これはおそらくあなたのほうが間違ひだ。

○山本(正)政府委員 法律上は、第二項によりまして、政令で定める範囲内において負担の割合を増加することができるとなっておりますが、ただ問題といたしましては、政府管掌の場合におきましては折半の原則でやつておられますので、企業年金、調整される企業年金につきましては代行する場合、政府の報酬比例相当分は、政府管掌による場合と同様な負担割合でいくように指導してまいりたい、こういう趣旨でございます。

○滝井委員 行政指導の問題は別にして、法律論を言っているのです。法律論では、折半の原則はこれでくずれておるといふのが私の見方なんです。だから、原則的には、それぞれ掛け金の半額を負担をする事業主と、それから被保険者との負担をそれぞれ書いてあるけれども、二項で、それは力関係でそうでなくてもよろしいのですよということだと思ふのです。そういうことでは、これはあなたはプラスアルファ分だけだと言つけれども、プラスアルファ分ではないはずだ。全部プラスアルファと言つたつてわかりはしないのだから、百三十九条は、私はそういう解釈なんです。だから、定額部分と報酬比例部分とが連結をして保険料が千分の五十八になつてくるんだから、そうすると、その五十八を二で割つたものが労使折半になるわけです。二で割つたものを労使それぞれ持つわけですよ。だから、五割以上負担してもよろしいということとは、労使折半の原則がくずれるということなのです。そこをひとつはつきりしておいてもらいたい。二項で例外は設けてもいいというところなんです。

○山本(正)政府委員 御趣旨のように、「政令で定める範囲内において」ということで、どういった指導をしていくかというのを別にいたします。負担割合はくずれるわけでございます。○滝井委員 そうすると、あなた方は、「政令で定める範囲」というのはプラスアルファだけを言うつもりだったのですか。

○山本(正)政府委員 企業年金、調整される企業年金は概して言う大企業でございまして、中小企業の主体はむしろ政府管掌になるわけでございまして、中小企業のほうが労使折半であつて、大企業のほうはそうでなくともというバランス問題を考えますと、やはり指導で政府相当分は同じような扱いをするのが適当であるのじゃないか、かような考えでございまして。

〔井村委員長代理退席、委員長着席〕

○滝井委員 そうしますと、いまの答弁は非常に重大です。健康保険は労使折半でないわけですから、国家公務員共済組合だつて同じでしよう。力関係で違つてきている。組合管掌なんか全部違つた。たとえば日本銀行や何か調べてごらんない。千分の十一しか初めは納めていない。それであなた方は十一はけしからぬと言つて、これは折半に近づけなければならぬという指導をしたから、われわれはやかましく言つたことがあるのです。

○山本(正)政府委員 健康保険法におきましては、健康保険における事業主の負担割合が二分の一以上でなければならぬ、こういう規定のいたし方をしております。政府管掌は折半でございしますが、組合の場合には、その規定によつて、要するに事業主が二分の一以上負担しなければならぬという規定によりまして、負担割合が異なつておるのが多いわけでございます。

○滝井委員 だから、短期の健康保険で二分の一以上してもいいんだという規定をつくつておきながら——これは政府提案ですよ。政府提案で健康保険組合の法律というのはつくられたんだから、議員提案じゃないんだ。いままでつくつておきながら、今度は年金の場合に、企業年金をつくらうというのに、以上でというのはいままでつくつておきながら、河野さんに一ぺん診断してもらわなければだめですよ。よく精神分裂を起こすからいけないですよ。こういうところは、もう少しきちつと統一をして——保険というのは同じなんですか

らね、同じわけですよ。しかも厚生省所管ですよ。そして同じ労働者を対象にするのです。そんなばかなことはしないですよ。——よろしいです。そこは修正します。ちやうど健康保険の組合と同じように書きかえたいんだから、そうでしょう、大臣。それは私は無理な理屈は言わないつもりです。勉強して、きつと質問しておるわけですからね。あげ足をとるつもりはない、やつぱり間違つてゐるところは直していかねければならぬという気持ちでやつておるのですから。大臣、それいいですね。

○神田国務大臣 お答えいたします。考えられておる趣旨、よくわかります。

○滝井委員 けつこうです。趣旨がわかつていただければ、大臣が了承すればこれは修正されてもやむを得ぬという気持ちになつたことになるわけですよ。

次は、保険料率の再計算です。これを五年ごとに再計算をすることが、一体どういう理論的な根拠から出てきたのかということですよ。いまのうちに六多も七多も物価が上がるということになると、三年すれば二割以上上がるわけですよ。そうすると、二割上がれば、あなたの言うように、労災ではこれはスライド制を用いて、給付の金額を変えなければならぬ。当然これは最低生活を保障する、老後を保障するものだから、それはやっぱり変えなければいかぬわけですよ。五年が金科玉条のものではないと思ふんですよ。そうすると、いまのようなインフレが高進するときには、むしろ三年くらいにするほうがいいのじゃないかという意見もあるわけですよ。こういう点について、あなたの方のお考えは、一体どういう考え方を持っておるかということですよ。

○山本(正)政府委員 再計算は、いろいろの基礎データを整理しなければならぬわけでございます。通常の状態におきましてはやはり五年という期間で、過去の五年間におけるたとえば年齢構成の変化とか、あるいは寿命の延長、あるいは賃金の変化といったようなものを取りまして、そうし

てそういう基礎データの変動ということによつて算定いたしますから、通常の状態におきましてはやはり五年くらいが適当な期間ではないかと思われまして。ただ、先生がいま御指摘になりましたように、現在の時点としては非常に変動期にあつて、変動が激しいのじゃないかといううな観点からの問題といたしましては、やはり三年にしろということもあり得ると思ひます。ただ実際、これは事務の關係等も考えますと、やはり五年に一度くらいが、事務的には基礎データを整理して、そうして数値計算をするということを考えますと、事務的には五年くらいが適当ではないか、かように考えます。

○滝井委員 その点は、私も五年くらいは常識だと思ひます。思ひますが、いまのように非常に物価の変動の幅の大きいときは、これをやつぱり五年ごとでは、給付を受ける被保険者にとつては、退職者にとつては非常に不安なんです。したがつて、五年ごとの計算というのは、経済変動が激しいときにはそれを三年に縮めるといふようなことができるのですか。

○山本(正)政府委員 たしか法律には、少なくとも五年ごとに再計算しなければならぬとなつていて、思つておりますが、政策的に、たとえば三年で次の再計算をやるといふことも可能ではあるわけでございます。

○滝井委員 過去において五年以内にやつたことがありませんか。

○山本(正)政府委員 五年以内にやつたことはございせん。

○滝井委員 これは私がいま言うように、五年というものをあまり固定化しておると、年金に対する信用がなくなつてしまふ。信用がなくなると、他の各省が今度は補完的なものをやるといふ、こういう論法になつてくるわけですよ。いま私、条文を見ようとしておるけれども、何せ多いから、どこに五年のあれがあつたかわかりかねるのですが、もし条文に五年以内ということがきちつと書いてあれば——わかりました。八十一条ですか、これ

には「少くとも五年ごと」と書いてあるのですね。だから、この「少くとも五年ごと」といふことは、五年以上になる可能性があるのじゃないか。少なくとも五年ということだから、六年、七年でもいいことになる。そうはならぬのですか。

○山本(正)政府委員 この法律の読み方でございしますが、私も、五年ごとに少なくとも、とこいうふうな読み方でございまして。

○滝井委員 私は「少くとも」が上にあるからと思つたが、読むときには、五年ごとに少なくともと、こう下に持つていくのですか。これは私も寡聞にして初めて聞いた。一つえらくなつた。上に「少くとも」がついておりますから、私は六、七年が普通で、五年というのはどうも珍しいことかと思つたのですが、わかりました。そういう解釈を法制局長官代理がおやりになるならば、そういう理解にしておきましょう。

そうしますと、女子ですが、女子は十五年でもらえますね。十五年掛け金をかけたならもうわけでしょう。

○山本(正)政府委員 年金の受給資格年限は、男子も女子も二十年でございまして、女子が異なつておるのは、受給の開始の年齢が五歳低くなつておるといふことでございまして。それから、男女を通じて四十歳以上の加入者につきましては、十五年で年金がもらえるという特例があるわけでございます。

○滝井委員 いま女子の保険料率は、平準保険料率になつてゐるのでしょうか。

○山本(正)政府委員 当時の算定されました保険料率におきましては、やはり暫定保険料率がございまして、ただ暫定料率とそれから平準保険料率との差が比較的少なかったといふことは言えますが、五年前に保険料率を女子を千分の三十といつたしました際におきましては、暫定保険料率でございまして。

○滝井委員 そうすると、女子の三十というのは、三十五年の四月までは、第一種、第二種ともずっと三十でございまして、そして三十五年

になりましてから、男子のほうが三十五になり、女子が三十と続いているわけです。そしてこのときまでは、女子は平準料率であつたはずなのです。

○山本(正)政府委員 昭和三十五年でございますが、そのときには三十四年に法律を出しましたので、その当時におきましては女子については千分の三十一何がしというのでありまして、暫定料率として千分の三十、かようにいたしましたはずでございます。

○滝井委員 わかりました。そうしますと、女子は、あなたの言うように平準保険料率に非常に近い、相似なものであつたわけです。そうしますと、男子の暫定料率に比べてアンバランスがあるわけです。これは一体どういうふうに償つてくれることになるかということです。それはいま言ったように、五年の差があるからそういうことにするのですか。

○山本(正)政府委員 前回の改正の当時におきましては、男子の平準保険料率は千分の四十一でございまして、それが千分の三十五の暫定料率になつておつたわけでありまして、その意味におきまして、両者の比較におきましては、女子の場合暫定料率が高いということになつておつたわけでありまして、今回の改正におきましては、男子の千分の七十五を千分の五十八という暫定料率に、女子の千分の五十七を千分の四十四という暫定料率にいたしておきまして、その男女の間の暫定と一般との比率は合せてあるわけでありまして、これは再計算の時期において修正してまいりますので、そういう結果に相なるわけでありまして、

○滝井委員 そうしますと、過去において女子が納め過ぎておるのですね。だから、この納め過ぎた償いは何らかの形においてしなければならぬ。こまかいことを言うようだが、これは一生の問題だから、こまかく言うておかないといけない。その部分は女子に何か恩典が与えられるかという、たいして恩典はない。

○山本(正)政府委員 納め過ぎにはなっていない

わけでございます。後代の者と当時の者との配分において、男子と女子との負担割合が違つておるといふ結果でございます。これは後代の分で負担すべき保険料率が低くなると、暫定料率が高ければそういう結果になるわけでございます。納め過ぎと言ふことは適当でないのじゃないかと考えております。

○滝井委員 こういう年金というものは一身専属のもので、滝井義高以外、その遺族以外は、納めた金に見合う給付はもらえないわけだ。なぜならば、これは保険だから、私が納めたものを今度は神田さんが持つていくわけにはいかないわけですよ。それは賦課方式ならばそういうことはいです。いまの若者が現在の御老人方をまかなうわけで、そのかわりに料率は高くなる。しかし積み立て方式は、私のために私が積み立てておるので、次の世代のためには、少しは貢献するけれども、そう大きくは貢献しないんですよ。それで女子の問題は、いまいったように、たまたま本を読んでもおつたら女子は平準の保険料率だ、だからこれは男子と不均衡だという説があるから言うわけです。あなたがいま言ったように、私はこれは平準料率そのものだと思つておつたのであります。が、それに非常に近いものだといふことがわかつたから幾ぶん納得してまいりましたが、そういう点、やはり納め過ぎがあるわけですよ。それはそれでいいでしょう。

委員長、ちやうど四時半で切りのいいところにまいりましたので、これから積み立て金の運用に入るわけでありまして、きょうはこの辺でいいでしょう。

○松澤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明二十三日、金曜日午前十時より委員会、委員会散会後理事会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十年四月三十日印刷

昭和四十年五月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局